

フランスの大規模災害対策法制 —民間安全保障に基づく ORSEC 計画—

海外立法情報課 服部 有希

【目次】

はじめに

I 民間安全保障

- 1 民間安全保障の定義
- 2 民間安全保障を担う主体

II ORSEC 計画の概要

- 1 ORSEC 計画の分類
- 2 ORSEC 計画の内容
- 3 ORSEC 計画における指揮系統

おわりに

翻訳：民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号 (抄)

市町村保護計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 13 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1156 号 (抄)

ORSEC 計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1157 号 (抄)

特定の固定された工作物又は設備に係る特別出動計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 15 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1158 号 (抄)

はじめに

フランスで発生する主な自然災害には、洪水、森林火災、雪崩、地滑り、地震、噴火、サイク

ロン、暴風雨等がある。中でも発生頻度が高いのは、洪水である。また、フランスは、世界第 3 位の原子炉保有数を誇る原子力大国であり、原子力事故のような特定の施設で発生する技術的災害への対策も重要となる。

フランスの災害対応は、ORSEC 計画に従って実施される。ORSEC 計画は、あらゆる種類の災害への対応を目的とする統一的な災害対応計画である。その対象は、自然災害（洪水、森林火災、雪崩、地滑り、地震、噴火、サイクロン、暴風雨）、技術的災害（原子力事故、産業事故、交通災害）、テロ、保健衛生上の災害（パンデミック）等である。

ORSEC という語は、"Organisation de la Réponse de Sécurité Civile" の略である。その意味は、「民間安全保障に関する対応体制」である。民間安全保障 (sécurité civile) は、国防における非軍事的な防衛を担う概念の一つであり、ORSEC 計画の土台となる重要な概念でもある。

本稿では、第 I 章で民間安全保障の定義を概観した上で、第 II 章において ORSEC 計画の概要を解説する。また、本稿の末尾に、この ORSEC 計画の根拠法となる「民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号⁽¹⁾」(以下「04 年法」) 及び当該法律の施行規則を定める 3 つのデクレ (政令) の抄訳を付す。3 つのデクレとは、「市町村保護計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 13 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第

(1) Loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile

2005-1156 号⁽²⁾、「ORSEC 計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1157 号⁽³⁾」及び「特定の固定された工作物又は設備に係る特別出動計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 15 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1158 号⁽⁴⁾」である。

I 民間安全保障

1 民間安全保障の定義

民間安全保障は、04 年法第 1 条第 1 項により、次のように定義されている。

「民間安全保障は、国、地方公共団体その他の公法人⁽⁵⁾又は私人が有する適切な措置及び手段の準備及び実施により、あらゆる性質の危険の防止、住民への情報伝達及び警報並びに事故、災害及び大災害からの人、財産及び環境の保護を目的とする」。

民間安全保障は、1935 年に誕生した戦時における爆撃からの国民の保護を目的とする消極防衛 (défense passive) という概念を起源としている。消極防衛は、時代と共にその定義と名

称を変え、1975 年には、民間安全保障と呼ばれるようになる。その後、1987 年に、それまで訓令に基づいて策定されていた ORSEC 計画を初めて法制化した「民間安全保障の体制、森林防火及び大規模な危険の防止に関する 1987 年 7 月 22 日の法律第 87-565 号⁽⁶⁾」(以下「87 年法」)により、民間安全保障の概念に災害予防の要素が加えられた。現在の民間安全保障の定義は、87 年法の定義に多少の修正を加えたものである。

民間安全保障は、国防法典⁽⁷⁾ L. 第 1111-1 条で定める国防の大原則である国家安全保障 (sécurité nationale)⁽⁸⁾を構成する主要な政策⁽⁹⁾の一つである。同じく国家安全保障を構成する政策の一つである国防 (défense) 政策が、国家安全保障の軍事的側面を担うのに対して、民間安全保障は、非軍事的側面を担う。なお、民間安全保障の「民間 (civile)」という語は、「軍人」に対する「文民」を意味しており、「公務員」に対する「民間人」を意味するわけではない⁽¹⁰⁾。民間安全保障は、あくまで行政が担うという点に注意が必要である。

民間安全保障の詳細は、後述する国内治安 (sécurité intérieure) 政策とあわせて、国防法典 L. 第 1142-2 条に規定されている。これによると、

(2) Décret n° 2005-1156 du 13 septembre 2005 relatif au plan communal de sauvegarde et pris pour application de l'article 13 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile

(3) Décret n° 2005-1157 du 13 septembre 2005 relatif au plan ORSEC et pris pour application de l'article 14 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile

(4) Décret n° 2005-1158 du 13 septembre 2005 relatif aux plans particuliers d'intervention concernant certains ouvrages ou installations fixes et pris en application de l'article 15 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 relative à la modernisation de la sécurité civile

(5) 公法人 (personne publique) とは、国、地方公共団体、公施設法人 (établissement public) の総称である。なお、公施設法人とは、公法上の法人格を有する施設又は機関で、公役務 (service public) の管理を行う行政的公施設法人 (établissements publics à caractère administratif) と私企業に近い形で、公益性を有する商業的又は工業的活動を行う商工業的公施設法人 (établissements publics à caractère industriel et commercial) の 2 種類が存在する。

(6) Loi n° 87-565 du 22 juillet 1987 relative à l'organisation de la sécurité civile, à la protection de la forêt contre l'incendie et à la prévention des risques majeurs

87 年法については、山田敏之「フランスの災害対応体制」『外国の立法』No.34 (1・2), 1995.7, pp.25-68. を参照。

(7) 国防法典については、矢部明宏「フランスの国防法典」『外国の立法』No.240, 2009.6, pp.169-195. を参照。ただし、当該記事は、注(8)にある国防法典の改正前のものである点に注意が必要である。

民間安全保障政策及び国内治安政策の目的は、公秩序、人及び財産の保護並びに公益に関する設備及び資源の保護である。民間安全保障及び国内治安の詳細な内容は、①災害の予測及び追跡調査の実施、②国家安全保障に関する各省間共同の計画への貢献並びに公秩序、民間保護及び民間安全保障に関する計画の準備、③災害に関する作戦指揮の実施、④管区(zone)⁽¹¹⁾、県及び海外公共団体⁽¹²⁾における国の代表者(後述)による政府の諸計画の受入れ及び適用状況の確認、⑤国内の情報に関する責任を負うことの5点である。これらの政策の準備及び実行は、内務大臣が責任を負う。

ここで、民間安全保障と国内治安の関係性について確認しておく。これら2つの概念は、民間防衛(défense civile)という類似の概念と関

係するものである。3者の概念の違いは、判然としない部分があるのは否めない。民間安全保障の定義は、前述のとおりであるが、他の2つの概念については、明確な定義はないものの、その内容が法律で規定されている。

民間防衛は、1950年代に登場した概念である⁽¹³⁾。その任務は、国防法典R.第1142-5条に規定されており、①行政当局及び公共機関の安全の確保、②公秩序に係る領土内の安全保障、③防衛及び住民の生活に不可欠な活動の維持を担う機関、施設又は民間の手段の保護、④住民の保護に必要な予防及び救援措置の実施、⑤攻撃の影響に対する住民の抵抗の意志の維持及び強化の5点に大別される。以上のような民間防衛の任務は、国防に関する諸計画やテロ対策のための諸計画と連携して実施される。

(8) 国防法典L.第1111-1条は、国家安全保障を次のように定義している。「国家安全保障戦略は、特に住民の保護、領土の一体性及び共和国の制度の永続性に関して、国民の生命に害を及ぼすあらゆる脅威及び危険を特定し、公権力がそれらに対してとるべき対応を決定することを目的とする」。この条文は、2009年から2014年までの軍事計画及び国防についての諸規定に関する2009年7月29日の法律第2009-928号(Loi n° 2009-928 du 29 juillet 2009 relative à la programmation militaire pour les années 2009 à 2014 et portant diverses dispositions concernant la défense)により改正されたものである。それ以前は、次のように規定されていた。「国防は、常に、あらゆる事態において、また、あらゆる形態の侵略に対し、領土の安全及び一体性並びに住民の生活を保障することを目的とする」。このように、以前は、国家安全保障の代わりに「国防(défense)」という語が用いられており、さらに、この国防は、軍事防衛(défense militaire)、経済防衛(défense économique)、民間防衛(défense civile)に区分されていた。

(9) 国防法典には、国家安全保障を構成する主な政策として、①防衛大臣が所管する国防(défense)政策、②内務大臣が所管する国内治安(sécurité intérieure)及び民間安全保障政策、③経済大臣が所管する経済防衛(défense économique)政策、④外務大臣が所管する外交政策(politique étrangère)が挙げられている。国防法典には、この他に、司法、衛生及び環境に関する政策についての規定があるが、これらは、今後より詳細に法典化が進められる予定である。Patrick Beaudouin et Yves Fromion, *Rapport fait au nom de la commission de la défense nationale et des forces armées sur le projet de loi (n° 1216) relatif à la programmation militaire pour les années 2009 à 2014 et portant diverses dispositions concernant la défense*, N° 1615 Tome I, 2009, p.22. <<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rapports/r1615-t1.pdf>> 以下、インターネット情報は、2011年11月30日現在である。

(10) 平野新介「フランスの緊急事態法制」『防衛法研究』24号, 2000, p.116.

(11) 管区は、正式には、防衛安全保障管区(zone de défense et de sécurité)であるが、管区や防衛管区(zone de défense)と省略して呼ばれることがある。管区は、行政区画の一種である。

(12) 海外公共団体(collectivité d'outre-mer)とは、憲法第74条に規定される特別の地位を有する公共団体である。フランス領ポリネシア等がこれにあたる。

(13) 民間防衛の概念は、防衛の一般組織に関する1959年1月7日のオルドナンス第59-147号(Ordonnance n° 59-147 du 7 janvier 1959 portant organisation générale de la défense)の中で初めて登場する。なお、オルドナンスとは委任立法の一種である。

国内治安は、国内治安に関する 2003 年 3 月 18 日の法律第 2003-239 号⁽¹⁴⁾第 1 条により、次のように定義されている。治安は、「基本的権利であり、個人の自由及び集団的自由⁽¹⁵⁾の行使の条件である」とした上で、「国は、共和国全土において、国政の防衛、国益、法律の尊重、平和及び公秩序の維持並びに人及び財産の保護に留意することにより治安を確保することを義務とする」としている。国内治安は、主に犯罪への対処を目的としており、警察及び憲兵隊が主体となる。

以上が、民間防衛と国内治安の内容である。04 年法第 1 条第 2 項は、民間安全保障は、民間防衛、国内治安と連携して、住民の保護に貢献すると規定している。04 年法の法案に関する委員会報告では、テロの場合を例にとり、3 者の違いを次のように説明している⁽¹⁶⁾。テロの防止に関する計画等は、民間防衛に属する。これに対し、テロリストの捜査等の警察権が担う部分は、国内治安に属する。民間安全保障は、これらと連携しつつ、後述する ORSEC 計画のように、潜在的な危険に対する事前準備と事態発生後の対応を担う。

2 民間安全保障を担う主体

民間安全保障を担う主体 (acteur) は、87 年法では明確に規定されていなかった。04 年

法は、第 2 条において、民間安全保障の中心となる主体 (第 1 項) とそれに協力する主体 (第 2 項) が規定されている。

(1) 民間安全保障の中心となる主体

民間安全保障の中心となる主体としては、職業消防官及び志願消防団員⁽¹⁷⁾、国の機関の職員並びに特定の常設部隊の軍人の 3 者が挙げられる。

(i) 職業消防官及び志願消防団員

職業消防官及び志願消防団員は、民間安全保障における最も中心的な役割を担う主体である。その活動は、消火活動、救急活動のほか、原子力事故や化学的な事故への対応も含む。とりわけ県消防救急機関 (service départemental d'incendie et de secours : SDIS) は、広範な権限を有し、消防活動のほかに、その他の事故、災害に対する防護と対応、技術的災害の危険性又は自然災害の危険性の評価及び予防並びに救急救援に協力する⁽¹⁸⁾。

(ii) 国の機関の職員

国の機関の職員で中心となるものは、民間安全保障・危機管理総局 (direction générale de la sécurité civile et de la gestion des crises : DGSCGC)⁽¹⁹⁾の職員である。DGSCGC は、内務省に属する。DGSCGC は、国内外で発生する事故及び

(14) Loi n° 2003-239 du 18 mars 2003 pour la sécurité intérieure

(15) 個人の自由 (libertés individuelles) は、社会が妨げる権利をもたないすべてのことを行うことができるという自由であり、集団的自由 (libertés collectives) は、人が団体的に行動することの自由である。前者には、経済的自由、信教の自由、思想及び良心の自由等が、後者には、集会の自由、結社の自由等が含まれる。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.335。

(16) Thierry Mariani, *Rapport fait au nom de la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l'administration générale de la République sur le projet de loi, adopté par le Sénat après déclaration d'urgence, de modernisation de la sécurité civile*, N° 1712, 2004, p.52. <<http://www.assemblee-nationale.fr/12/pdf/rapports/r1712.pdf>>

(17) 職業消防官 (sapeur-pompier professionnel) は、公務員の資格を有する常勤の消防官である。志願消防団員 (sapeurs-pompier volontaire) は、自ら志願し、本業を別に持ちながら必要に応じ消防活動に従事する者のことである。職業消防官と志願消防団員はそれぞれ、日本の「消防吏員」と「消防団員」に近いものであるが、原文を生かすと共に、正式な法律用語ではないが一般になじみのある「消防官」という語を用いて訳語をあてた。

(18) SDIS の任務については、地方公共団体一般法典 L. 第 1424-2 条に規定されている。

災害への対応に関する指揮や計画において、中心的な役割を果たす。また、DGSCGCは、民間安全保障に関して、消防機関、県庁及び市町村長の支援を実施する。

(iii) 常設部隊の軍人

民間安全保障に関わる活動を実施する軍の常設部隊は、民間安全保障訓練・出動部隊 (unités d'instruction et d'intervention de la sécurité civile : UIISC) である。UIISCは、約1,500人の軍人で構成される陸軍の部隊の一つである。この部隊は、軍の中では例外的に、国家安全保障の非軍事的側面である民間安全保障の主体となる。UIISCは、民間安全保障に関する軍の任務の指揮を行う民間安全保障軍事部隊司令部 (commandement des formations militaires de la sécurité civile : COMFORMISC) が管轄するが、職務については、内務大臣の指揮に従い、運営費も内務省の予算で賄われる。UIISCは、あらゆる災害の救援のために出動する。出動地域は、国内全土に及び、海外に派遣されることもある⁽²⁰⁾。

(2) 民間安全保障に協力する主体

民間安全保障の任務に協力する主な主体としては、次の5つが挙げられている。

(i) 軍人

UIISC以外の軍人は、国家安全保障の軍事的側面である防衛に関する任務を担う一方で、非軍事的側面である民間防衛及び民間安全保障の任務には、法律に基づく要

請なくして参加することはできない (国防法典 L. 第 1321-1 条)。そこで、内務大臣は、民間安全保障の任務に必要な場合に、その要請により、軍人による支援を国防大臣から受けることができる (国防法典 L. 第 1321-2 条)。軍による支援の目的は、内務大臣の有する手段の拡張及び実施、軍の役務及び施設による援助並びに公共秩序の維持を行うことにある。

(ii) 国家憲兵隊員及び国家警察官

国家憲兵隊員及び国家警察官は、公共秩序の維持を担う。具体的には、災害時に、危険地域からの避難、立入禁止命令、負傷者の身元確認等に関する任務を実施する⁽²¹⁾。

(iii) 国家公務員、地方公務員及び公的又は私的な組織の職員

住民の保護や国民生活の維持に関する任務を実施する国家公務員、地方公務員及び公的又は私的な組織の職員も、民間安全保障に協力する主体と規定されている。これらのうち代表的な主体としては、緊急医療分野に関する緊急医療援助機関 (services d'aide médicale d'urgence : SAMU)⁽²²⁾と緊急蘇生移動機構 (structure mobile d'urgence et de réanimation : SMUR)⁽²³⁾が挙げられる。SAMUは、緊急医療通報の受信、医療施設への患者の移送、患者の施設への受入れの手配等を実施する。一方で、SMURは、医療施設外での緊急の医療措置及び蘇生措

(19) DGSCGCの前身は、1975年に内務省に設置された民間安全保障局 (direction de la sécurité civile : DSC) である。DSCは、1985年以降に数度の改称を経て、民間防衛・民間安全保障局 (direction de la défense et de la sécurité civiles : DDSC) と呼ばれていたが、大統領の要請により2011年9月7日にDGSCGCとなった。DGSCGCの設置は、デクレ第2011-988号 (Décret n° 2011-988 du 23 août 2011 modifiant le décret n° 85-1057 du 2 octobre 1985 modifié relatif à l'organisation de l'administration centrale du ministère de l'intérieur et de la décentralisation) に基づくものである。

(20) COMFORMISC及びUIISCの任務等については、国防法典D.第1321-11条からD.第1321-18条までに規定されている。

(21) Mariani, *op.cit.*, p.56.

(22) SAMUの任務については、公衆衛生法典R.第6311-1条からR.第6311-5条までに規定されている。

(23) SMURの任務については、公衆衛生法典R.第6123-14条からR.第6123-17条までに規定されている。

置を要する患者の治療、SAMU の管制下での患者の医療施設への移送、医療施設間の移送のうち移送中に医療措置が必要な患者の移送を実施する。

(iv) 民間安全保障を目的とする団体の職員
民間安全保障を目的とする団体 (association) は、行政機関の認可を受けて、民間安全保障に参加する (04 年法第 35 条から第 40 条)。主な任務は、救援活動及び住民支援におけるボランティアの指導への協力や、応急手当に関する教育及び訓練の実施である。例えば、フランス赤十字社や応急手当の指導等を実施する全国民間保護連盟 (Fédération nationale de protection civile : FNPC) といった非営利団体がこうした団体に該当する。

(v) 市町村民間安全保障予備要員
市町村民間安全保障予備要員 (réserve communale de sécurité civile : RCSC) は、04 年法により新たに創設された (04 年法第 30 条から第 34 条)。RCSC は、災害時に住民支援等のために動員される無償のボランティアである。RCSC になるためには、RCSC を管理する行政機関 (市町村等) と契約を締結することが必要となる。RCSC には、年齢制限や職業制限はなく、与えられる任務に応じた適性と能力のみが要求さ

れる⁽²⁴⁾。

II ORSEC 計画の概要

ORSEC 計画は、1952 年 2 月 5 日の大臣訓令⁽²⁵⁾により策定された。当時の ORSEC 計画は、県の災害対応を定めるものに過ぎなかった。その後、87 年法により、ORSEC 計画は、初めて法制化された。これは、第 2 世代の ORSEC 計画と呼ばれている。第 2 世代の ORSEC 計画には、県に加えて、県より広範な地域を対象とする ORSEC 計画に関する規定が追加された。また、87 年法では、ORSEC 計画とは別に、特定の事態に特化した緊急計画 (plan d'urgence)⁽²⁶⁾も創設された。

現行の ORSEC 計画は、04 年法に基づく第 3 世代の ORSEC 計画にあたる⁽²⁷⁾。第 3 世代の ORSEC 計画は、第 2 世代の ORSEC 計画をより簡素化し再構成したものである。ORSEC 計画の中に緊急計画が統合され、ORSEC 計画は、統一的で唯一の災害対応計画となった。

1 ORSEC 計画の分類

フランスの災害対応計画の最小単位は、市町村レベルの災害対応計画である市町村保護計画 (plan communal de sauvegarde : PCS) である (04 年法第 13 条)。この PCS を土台として、3 種

(24) RCSC の詳細は、市町村民間安全保障予備要員に関する 2005 年 8 月 12 日の通達により定められている。Circulaire du 12 août 2005 relative aux réserves communales de sécurité civile

(25) Instruction ministérielle du 5 février 1952 sur l'organisation des secours dans le cadre départemental au cas de sinistre important

(26) 緊急計画には、特定施設の危険を対象とする特別出動計画 (plan particulier d'intervention : PPI)、多数の被災者の救助を目的とする赤色計画 (plan rouge)、特別出動計画の対象外となる技術的災害と特定の自然災害を対象とする専門救援計画 (plan de secours spécialisé : PSS) の 3 種類が存在した。

(27) ORSEC は、以前は "ORganisation des SECours" の略であり、単に「救援の組織」を意味していた。しかし、2006 年の内務大臣通達により、現在の "Organisation de la Réponse de Sécurité Civile" に変更された。この改称の目的は、民間安全保障という概念の普及と民間安全保障に関わる公人及び私人の防災意識の促進である。CIRCULAIRE N° NOR:INT/E/06/00120/C du 29 décembre 2006. <http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_votre_service/publications/circulaires/2006/inte0600120c/downloadFile/file/INTE0600120C_.pdf?nocache=1248433913.26>

類の ORSEC 計画が存在する。それぞれ、県 ORSEC 計画 (plan ORSEC départemental)、管区 ORSEC 計画 (plan ORSEC de zone)、海上 ORSEC 計画 (plan ORSEC maritime) と称される (04 年法第 14 条)。

(1) 市町村保護計画 (PCS)

市町村は、災害対応における最も基礎的な行政区画となる。PCS は、市町村長の指揮の下で、市町村が定める。その目的は、既知の危険に関する警報、情報伝達、住民の保護及び支援を実施するための体制を定めることにある。

PCS の詳細内容は、「市町村保護計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 13 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1156 号」で規定されている (本稿末尾の翻訳参照)。当該デクレ第 3 条によると、PCS は、少なくとも①市町村重大危機情報文書 (document d'information communal sur les risques majeurs : DICRIM)、②当該地域に存在する危険及び脆弱性の診断、③住民への警告及び通知並びに諸機関が発する警報の受信を可能とする規定、④市町村民間安全保障予備要員 (RCSC) の利用形態の 4 点から構成される。なお、①の DICRIM は、住民に対し、当該市町村に発生するおそれのある災害について周知するために作成されるものである。その内容は、予測される災害の影響の解説、災害の予防手段、災害時の救助手段等である。また、このほかに、必要に応じ

て、災害時の市町村の司令部の体制、市町村が動員可能な手段、PCS の訓練の形態等が含まれる。

PCS の作成は、想定自然災害防止計画 (plan de prévention des risques naturels prévisibles : PPR)²⁸⁾又は特別出動計画 (後述) の対象範囲に含まれる市町村についてのみ義務的なものであるが、すべての市町村が作成するよう強く推奨されている。

(2) 県 ORSEC 計画

県 ORSEC 計画は、市町村では対応できない災害又は複数の市町村にわたる災害を対象とする。県 ORSEC 計画は、県における国の代表者 (représentant de l'Etat) である県の長官 (préfet de département)²⁹⁾が作成する。後述するとおり、県 ORSEC 計画は、県で想定される危険を分析し、救援計画を編成し、災害時に動員可能な公的な手段及び私的な手段の調査と利用条件等について定める。

(3) 管区 ORSEC 計画

管区 ORSEC 計画は、県では対応できない災害又は複数の県にわたる災害を対象とする。管区 ORSEC 計画の作成は、管区における国の代表者である管区の長官 (préfet de zone) が行う。管区 (zone) は、行政区画の一種であり、いくつかの州 (région) をまとめて一つの単位としている。フランス本土は、7 つの管区に、また、海外領土は、5 つの管区に分けられる³⁰⁾。

なお、管区の長官は、管区の本部が置かれる県の長官が務める。管区の長官は、非軍事

²⁸⁾ PPR は、自然災害の危険にさらされる可能性のある地区を指定し、その地区での建設事業や産業利用を制限することを目的として、国が作成する計画である。当該計画については、環境法典 L. 第 562-1 条から L. 第 562-9 条までに規定されている。

²⁹⁾ 県における国の代表者 (représentant de l'Etat)、すなわち県の長官 (préfet de département) は、国の出先機関の長である。"préfet" は、かつては県の行政機関の長を指していたことがあり、その名残で「知事」と訳される場合もあるが、現在の制度上は、あくまで国の行政機構に属する機関を指すため、ここでは「長官」と訳した。

³⁰⁾ 防衛管区の区分は、本土については国防法典 R. 第 1211-4 条に、海外領土については同法典 R. 第 1681-2 条に規定されている。

的防衛に関して、民間防衛及び経済防衛の計画を策定し、軍事的防衛については、必要に応じて軍に協力する（国防法典 L. 第 1311-1 条、R. 第 1311-1 条及び R. 第 1311-3 条）。

(4) 海上 ORSEC 計画

海上 ORSEC 計画は、04 年法により新設されたものであり、海上で発生する災害を対象とする。04 年法以前は、4 つの海上での救援計画、すなわち、海洋汚染対応計画である海上 POLMAR 計画（plan POLMAR mer）、旅客船の事故への対応計画である海難救助計画（plan de secours à naufragés : PSN）、放射性物質の海上輸送時の事故対応計画である海上 NUCMAR 計画（plan NUCMAR mer）、海上で遭難した航空機の捜索救助のための計画である SAMAR 計画（plan SAMAR）が存在した。海上 ORSEC 計画は、これらの計画を包括し、強化したものである。

海上 ORSEC 計画は、海軍管区長官（*préfet maritime*）によって作成される。フランスには 3 つの海軍管区（*zone maritime*）が存在する⁽³¹⁾。海軍管区長官は、海軍将校であると同時に、海上における国の代表者であり、首相及び政府閣僚を直接的に代表する⁽³²⁾。海軍管区長官は、海上での法の執行を監視し、一般警察権限を行使する。海軍管区長官の権限は、主権の防衛、国益の保護、公秩序の維持及び人と財産の保護に関する海上での国の活動すべてに及ぶものである。

2 ORSEC 計画の内容

ORSEC 計画は、発生が予測される危険の調査及び分析、救援に関する一般体制（作戦の指

揮体制、警報の手段、講ずべき初動措置等）並びに災害時に利用可能な手段の調査及びその利用条件について定める（04 年法第 14 条）。利用可能な手段は、公的な手段だけではなく私的な手段（前述の民間安全保障に関する団体や特定の企業が有する手段）も含まれる。第 3 世代の ORSEC 計画の最大の特徴は、災害対策の重点を災害発生後の動員から、事前の予測と恒常的な監視体制の構築による予防措置の拡充へと移した点にある。これは、危険の事前調査から、恒常的な監視の実施、そして災害発生時の動員へと連続した円滑な対応体制の整備を目的としたものである。

(1) ORSEC 計画の詳細

ORSEC 計画の内容は、「ORSEC 計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1157 号」（以下「デクレ第 2005-1157 号」）によって、より詳細に規定されている（本稿末尾の翻訳参照）。

ORSEC 計画の主な内容は、次の 3 点である（デクレ第 2005-1157 号第 2 条）。①人、財産及び環境の安全に対するあらゆる性質の脅威の潜在的な危険及び影響の詳細調査並びに分析、②①に基づき各行政当局の災害対応を連続性のある形で編成する運用制度（*dispositif opérationnel*）、③公法人及び私人による民間安全保障の任務の準備及び訓練の形態。

(i) 公法人及び私人の義務

ORSEC 計画に関わる主体は、災害時に必要となる手段を有する公法人及び私人で

(31) プレストに本拠を置く大西洋海軍管区（*zone maritime Atlantique*）、シェルブールに本拠を置くイギリス海峡及び北海海軍管区（*zone maritime de la Manche et de la Mer du Nord*）、トゥーロンに本拠を置く地中海海軍管区（*zone maritime Méditerranée*）の 3 つが存在する。

(32) 海軍管区長官については、海上における国の組織に関する 2004 年 2 月 6 日のデクレ第 2004-112 号（*Décret n° 2004-112 du 6 février 2004 relatif à l'organisation de l'action de l'Etat en mer*）で規定されている。

ある。これらの公法人及び私人は、国の代表者である県の長官、管区の長官又は海軍管区長官により割り当てられる任務を常に実施できる状態にすること、事態の管理のために適切な体制を準備し、それを国の代表者に報告すること、国の代表者に対応する責任者を内部で指名すること、警報の送受信のための内部規定を明確にすること、住民保護の任務及び割り当てられた特殊な任務に有用となる当該公法人及び私人が有する手段並びに情報を明確にすることを求められる（デクレ第2005-1157号第1条）。

(ii) ORSEC 運用制度

ORSEC 計画の中心となるのは、上述②の運用制度である。これは、ORSEC 運用制度（dispositif opérationnel ORSEC）とも呼ばれる。ORSEC 運用制度は、自然災害、技術的災害、テロ、保健衛生災害等のあらゆる性質の事態に対する統一的で多目的な体制である。その具体的な内容は、監視、警報、住民保護等の個々の災害対応手段である。これらの手段は、予測される危険や災害の状況に応じて利用される。ORSEC 運用制度は、これらの手段の総体であると言える。ORSEC 運用制度は、第3世代のORSEC 計画で新たに創設されたものであるが、その目的は、災害対応のための包括的で連続的な体制の整備にある。

ORSEC 運用制度の特徴は、次のようなものである（デクレ第2005-1157号第3条）。ORSEC 運用制度には、自然現象の監視システムのように、災害発生時だけでなく、常時その活動が実行されているものがある。第2世代のORSEC 計画は、災害発生後に発動（déclenchement）されるものであった。しかし、恒常的に実行されているORSEC 運用制度は、発動という概念を変えるものである。第3世代のORSEC

計画では、災害が発生すると、恒常的に実行されているORSEC 運用制度からの情報等をもとに、状況に応じてその他の運用制度が連続的に実行（activation）されていく。また、事態の規模に応じて、市町村から県、さらに管区へと指揮権が段階的に委任されていく。実行される手段は、前述のとおりORSEC 計画に關与する公法人及び私人があらかじめ準備しているものである。ORSEC 運用制度は、これらのうち、必要な手段だけを組み合わせることで実行できるように構想されている。これにより、ORSEC 計画全体の発動という形をとる第2世代のORSEC 計画にくらべて、第3世代のORSEC 計画は、より効率的な災害対応を実施することができる。

運用実務上において、第3世代のORSEC 計画では、「ORSEC 計画の発動」ではなく、「ORSEC 運用制度の実行」という表現が用いられる。災害対応の指揮権を有する長官は、ORSEC 計画の発動命令を発する代わりに、「県の長官が指揮を執る。ORSEC 運用制度のAを実行する」といった通知を関係する主体に対し発することで、災害対応を実施することになる。ただし、「ORSEC 計画の発動」という表現は全く用いられなくなったわけではなく、後述の作戦センターの設置などの際に使用される。

(2) 一般規定と特殊規定

ORSEC 運用制度は、一般規定（dispositions générales）と特殊規定（dispositions spécifiques）から構成される（04年法第14条）。一般規定は、監視体制、指揮体制、警報の手段、被災者の救援等のあらゆる事態に共通の措置について定めるものである。これに対して、特殊規定は、一般規定を補完するものである。特殊規定の内容は、あらかじめ

め発生が予測されている特定の災害への対応に特化したものである。

(i) 一般規定

一般規定の詳細は、県、管区及び海上について、それぞれデクレ第 2005-1157 号第 8 条、第 12 条及び第 15 条で規定されている。

県 ORSEC 運用制度の一般規定に定める内容は、①監視、動員、調整及び指揮に関する体制、②危機の予測、警告及び通報のための警戒制度の調査、③関連する地方公共団体等への警告手段、④住民への警告手段、⑤被災者の救援、財産、文化遺産及び環境の保護、飲料水及びエネルギーの緊急供給並びに交通網及び通信網の緊急管理を実施するための共通の行動様式、⑥出動後の救急救援の継続体制、⑦作戦協力に関する国際協定の利用条件である。

管区 ORSEC 運用制度の一般規定に定める内容は、①作戦の管理の引継ぎと調整に関する体制、動員及び運営の形態（特に防衛管区の将官及び関係する海軍管区長官との連携体制）、②統合的な警戒及び監視制度、③県に対する増援の体制、④その特殊性により県の調査では不十分な手段に関する調査、⑤事態が海上及び陸上に共通の影響を及ぼす場合の情報の調整形態、⑥国際的な作戦協力に関する国際協定の利用に関する規定である。

海上 ORSEC 運用体制の一般規定に定める内容は、①作戦指揮系統の動員及び運用の形態、②被災者の救援、財産及び環境の保護の実施を目的とする行動様式、③沿

岸の県及び防衛管区における国の代表者との連携並びに情報交換の形態、④作戦協力に関する国際協定の利用形態、⑤出動後の救急救援の継続体制である。

(ii) 特殊規定

特殊規定は、87年法が規定していた緊急計画 (plan d'urgence) のうち、特定施設が有する危険への対応を目的とした特別出動計画 (plan particulier d'intervention : PPI) と、PPIの対象とならない特定の技術的災害又は自然災害への対応を目的とした専門救援計画 (plan de secours spécialisé : PSS) の 2 種類の計画を統合したものである。従来の PPI と PSS は、04 年法で廃止され、PSS という名称は使用されなくなったが、PPI という名称は、後述するとおり特殊規定の一種として使用されている。

特殊規定は、県、管区、海上それぞれの ORSEC 計画の一環として定められる (デクレ第 2005-1157 号第 8 条、第 12 条及び第 15 条)。

特殊規定の内容は、危険の分析、影響領域、危機にさらされる関係市町村、地域、住民、基盤設備及び施設、住民の避難、現場指揮、救援体制、被災地への立入り、警報の手段、民間安全保障に関する団体との協定、通報すべき専門家の一覧等である⁽³³⁾。

特殊規定の対象としては、自然災害 (洪水、雪崩、サイクロン、地震等)、局地的な技術的災害 (原子力施設、化学工場、石油工場、地下ガス貯蔵施設、ダム、危険物質の輸送に関連する基盤設備、病原性の微生物を扱う研究所等の事故)、その他の技

(33) Direction de la défense et de la sécurité civiles, *Guide ORSEC départemental. Méthode générale*, Décembre 2006, TOME G.1, p.35. (http://www.interieur.gouv.fr/sections/a_1_interieur/defense_et_securite_civiles/gestion-risques/planification-orsec/plaquettes-guides/sections/a_1_interieur/defense_et_securite_civiles/gestion-risques/planification-orsec/plaquettes-guides/downloadFile/attachedFile_2/Guide_ORSEC_complet_G1.pdf)

術的災害（危険物質又は放射性物質の輸送事故、大規模な交通事故等）、保健衛生上の災害（パンデミック、熱波、寒波、家畜伝染病等）等がある³⁴⁾。

このうち、原子力施設等に生じた事故や災害を対象とする特殊規定は、特別出動計画（PPI）と呼ばれ、県 ORSEC 運用制度の特殊規定の一環として策定される。その内容は、2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1158 号により規定されている（本稿末尾の翻訳参照）。このデクレでは、PPI の対象となる施設の種類、計画の内容（適用地域、住民保護の手段、警報の手段等）が規定されている。

なお、特殊規定は、関係する災害の名称等を用いて、「洪水 ORSEC（ORSEC inondations）」、「サイクロン ORSEC（ORSEC cyclone）」、「X 工場 ORSEC 特別出動計画（ORSEC PPI usine de X）」といった形で呼ばれる³⁵⁾。

3 ORSEC 計画における指揮系統

各 ORSEC 計画で定める活動に関する指揮は、それぞれ国の代表者である県の長官、管区の長官又は海軍管区長官が行う³⁶⁾。また、市町村保護計画（PCS）については、市町村長が指揮を執る。彼らは、救援作戦指揮官（directeur des opérations de secours：DOS）と呼ばれる。DOS は、ORSEC 計画又は PCS の単独の指揮官となる。その役割は、災害対応活動の統括、通信の統括、上位の行政機関への通知、災害の影響の予測及び管轄地域の災害対応手段の動員である。ORSEC 計画の特徴は、これらの DOS の間の段階的な指揮権の委任にある。

伝統的に、災害予防と救援活動は、市町村長の権限に属するものであった。今日でもそれは変わらず、第一段階の対応は、市町村長が指揮を執り、市町村の警察機関が救援作戦を実行することになっている（04 年法第 16 条並びに地方公共団体一般法典 L. 第 2211-1 条、L. 第 2212-2 条及び L. 第 2215-1 条）。

ただし、市町村では対応できない災害も増えており、災害の規模や性質に応じて、次のように 5 段階で、国の機関が災害対応の指揮を執ることになる。

(1) 県規模の災害への対応

災害の影響が複数の市町村に及び又は市町村の対応能力を超える場合には、県の長官が救援作戦の指揮を執る（04 年法第 17 条）。県の長官は、国及び地方公共団体の機関が有する救援手段を動員することができる。具体的には、警察、憲兵隊、緊急医療援助機関（SAMU）、県消防救急機関（SDIS）等が有する手段である。特に SDIS は、救援活動の中心となり、危険の分析や対応を実施する。また、SDIS には、県消防救急作戦センター（centre opérationnel départemental d'incendie et de secours：CODIS）が設置され、日常的な監視や、作戦行動の調整、県の長官や関係諸機関との連絡等を担う。また、CODIS には、警報処理センター（centre de traitement de l'alerte：CTA）が設置され、寄せられる救援要請への対応を担当する。以上のような公的な手段のほかに、県の長官は、私的な手段の動員や徴発を必要に応じて実施することができる。これは、市町村長にはない権限である。

さらに、県の長官は、必要があれば、ORSEC

³⁴⁾ *ibid.*, pp.64-67.

³⁵⁾ *ibid.*, p.31.

³⁶⁾ 例外として、パリ、オー・ド・セーヌ県、セーヌ・サン・ドニ県、ヴァル・ド・マルヌ県においては、ORSEC 計画における指揮権は、警察長官（*préfet de police*）が有する（04 年法第 22 条）。

計画を発動することができる。この発動により、県作戦センター (centre opérationnel départemental : COD) が県庁に設置される。県作戦センターの任務は、県の長官の指揮の下で、情報通信、公共秩序の維持、物資の補給、経済問題等を取り扱うことである。COD の構成は、状況に応じて柔軟に変化する。例えば、憲兵隊員、警察官、県議会議員、国の機関等が COD の構成員となる。

また、COD とは別に、県の長官の指揮の下に、作戦司令部 (Poste de Commandement Opérationnel : PCO) が設置される場合もある。PCO は、災害現場に設置されるものである。また、PCO は、一つの県に複数設置することも可能である。

なお、市町村長は、指揮権が県の長官に委任された後も、被災者の収容、情報収集、物資の補給等の役割を担う。

(2) 管区規模の災害への対応

災害の影響が複数の県に及び又は県の対応能力を超える場合は、管区の長官が指揮を執る (04 年法第 18 条)。管区の長官は、国、地方公共団体及び公施設法人⁽³⁷⁾が有する公的な救援手段を動員する。例えば、管区の長官は、管区内の県の SDIS を活用することができ、場合によっては、SDIS を管轄ではない他県へ派遣することもできる⁽³⁸⁾。

管区の長官は、災害対応の指揮の際に、防

衛安全保障管区各省間参謀本部 (état-major inter-ministériel de zone de défense et de sécurité : EMIZ)⁽³⁹⁾により支援を受ける。EMIZ は、恒常的な作戦監視、管区 ORSEC 計画の準備、管区の長官が決定する作戦措置を実施する。参謀本部の下には、管区作戦センター (centre opérationnel de zone : COZ)⁽⁴⁰⁾が設置される。COZ は、管区 ORSEC 運用制度の枠組みで準備される救援作戦の調整のための措置や支援措置、国の機関 (後述する COGIC) との情報交換を実施する。なお、管区の長官を補佐する者として、副長官 (préfet délégué) が置かれる⁽⁴¹⁾。

また、管区の長官は、その権限の全部又は一部を、当該管区内のいずれかの県の長官に委任することができる。これにより、例えば、最も被害が大きい県の長官に権限を与え、より効果的な対応を実施することが可能となる。

(3) 複数の管区にわたる災害への対応

災害の影響が一つの管区にとどまらず、複数の管区にわたる場合は、関係する管区の長官のいずれかに指揮権が付与される⁽⁴²⁾ (04 年法第 19 条)。権限を付与する長官の指名は、民間安全保障を所管する大臣 (現在は、内務大臣) が行う。

指名された長官は、複数の県にまたがる事態の場合と同様の権限を行使することができ

(37) 前掲注(5)参照。

(38) この権限については、地方公共団体一般法典 R. 第 1424-47 条に規定されている。

(39) EMIZ については、国防法典 R. 第 1311-26 条から R. 第 1311-28 条までに規定されている。EMIZ は、省略して単に管区参謀本部 (état-major de zone) と呼ばれる場合もある。なお、管区参謀本部は、EMIZ の以前の名称である。

(40) COZ は、かつては州共同民間安全保障統括センター (centre interrégional de coordination de la sécurité civile : CIRCOSC) という名称であった。COZ の設置は、デクレ第 2005-1157 号第 13 条に規定されている。

(41) 副長官については、国防法典 R. 第 1311-15 条から国防法典 R. 第 1311-20 条に規定されている。

(42) この規定は、87 年法には存在せず、デクレ (Décret n° 2002-84 du 16 janvier 2002 relatif aux pouvoirs des préfets de zone) で定められていた。このデクレでは、首相が関係するいずれかの県の長官に指揮権を付与すると規定されていたが、04 年法では、民間安全保障を所管する大臣が指名することになった。

る。また、この場合も、指名された管区の長官は、その権限のすべて又は一部を関係する管区のいずれかの県の長官に委任することができる。

(4) 海上における災害への対応

海上 ORSEC 計画については、海軍管区長官が救援手段の動員及び救援作戦の指揮の権限を有する（04 年法第 20 条）。

海上 ORSEC 計画で重要になるのは、陸上との連携である。海上の災害は、しばしば陸上にも影響を及ぼす。このため、県や防衛管区との連携が必要となる。海軍管区長官は、発生した災害に関する情報を関係する管区の長官に通報する。管区の長官は、県の長官にこれを通報する（旧制度では、海軍管区長官からの通報先が管区の長官に限定されていなかったため、事態に応じた判断がその都度必要となり迅速な対応に支障をきたしていた）。

また、海上の災害が陸上にも影響を与え、県 ORSEC 計画又は管区 ORSEC 計画が発動される場合には、当該地域に権限を有する管区の長官が陸上と海上の連携をとる。

なお、海上での救援活動に際し、海軍管区長官は、持続可能開発省に属し海上での救援活動一般を実施する地域監視・救助作戦センター（centres régionaux opérationnels de surveillance et de sauvetage : CROSS）の支援を受けることになる⁽⁴³⁾。

(5) 国家規模の災害への対応

国家規模の事態が発生した場合には、民間安全保障を所管する大臣（内務大臣）又は当該災害が海上で発生した場合には、海洋を所管する大臣が介入することにより、指揮系統の一貫性を確保する（04 年法第 21 条）。なお、87 年法には、国家 ORSEC 計画が存在した。

これは、民間安全保障を所管する大臣が作成し、首相が発動するものであった。しかし、この計画は一度も発動されることがなかったため、ORSEC 計画の簡素化のために 04 年法で廃止された。

この大臣に与えられる権限は、各主体間の活動の調整である。この大臣は、国、地方公共団体、公施設法人による災害対応手段の実施に関する調整を実施する。

このために、大臣は、前述の民間安全保障・危機管理総局（DGSCGC）と危機管理各省間作戦センター（centre opérationnel de gestion interministérielle des crises : COGIC）の支援を受けることができる。どちらの機関も内務省に属するものである。

DGSCGC は、救援手段の準備、民間安全保障に関する諸活動の整合性の管理、災害時の政府活動の指揮等を行う。COGIC は、DGSCGC の指揮下に設置される。COGIC の任務は、住民保護のために県又は管区の長官が必要とする情報の発信や増援の派遣を行うことである。

COGIC には、作戦センター、危機センター、通信センターの 3 つの組織が存在する。

作戦センターは、県消防救急作戦センター（CODIS）、フランス気象庁（Météo-France）、フランス電力公社（Électricité de France : EDF）、GDF スエズ（フランスガス公社と電気ガス事業者のスエズ社（Suez）が合併した会社）、フランス国有鉄道（Société nationale des chemins de fer français : SNCF）、フランス原子力・代替エネルギー庁（Commissariat à l'énergie atomique et aux énergies alternatives : CEA）⁽⁴⁴⁾、国防・安全保障上級官（hauts fonctionnaires de défense et de

(43) Mariani, *op.cit.*, pp.93-94.

(44) かつてはフランス原子力庁（Commissariat à l'énergie atomique）と呼ばれていたが、2010 年に改称された。

sécurité : HFDS)⁽⁴⁵⁾、国立交通情報局 (centre national d'information routière : CNIR)、電気通信事業者のフランステレコム (France Télécom) 及びその他の民間安全保障に関する団体と連携を取りながら、恒常的な監視活動を実施する。作戦センターは、特に、県庁及び防衛安全保障管区各省間参謀本部 (EMIZ) と密接な連絡をとる。

危機センターは、省庁間の緊急の調整・協力が必要な場合に設置され、情報の収集と権限の集約を実施する。

通信センターは、警報の発信を目的として緊急時の通信手段の管理を行う。通信センターは、フランス・アンテル (France Inter) やフランス・アンフォ (France Info) といったラジオ局を通じた警報発信のためのスタジオを有しており、また、AFP 通信 (Agence France-Presse) を通じた緊急のプレスリリースのために、AFP 通信との間に直接回線を有している。

おわりに

ORSEC 計画の特徴は、次のようにまとめることができる。

まず、最も特徴的な点は、事前の体制整備から災害発生時の対応への円滑な移行にある。各主体は、監視、警報、連絡等に関する体制を整備し、災害時の行動様式を定めておく。また、危険の事前調査を実施し、これを一覧化しておく。こうした体制の整備を、公法人だけでなく、災害対策に関わる企業等の私人が個々に実施する。

そして、事前準備された体制を基に、災害発生時の対応が実施されることになる。この時に、重要な役割を果たすのは、災害の監視体制である。監視は、通常時から実施されており、災害が発生した際には、迅速に警報が出される。警報を受けた主体は、事前に定めた行動様式に則り、対応を実施し、必要であれば他の主体が動員される。こうして、状況に応じて、各主体が順次動員されることで災害対応が適切に展開される。

次に、一般市民の防災意識の強化も特徴的な点であると言える。ORSEC 計画の体制整備に関する義務が関係する私人にも課せられることはすでに述べた。これに加えて、市民ボランティアである民間安全保障予備要員の組織により、市民の防災活動への参加を促進している。また、04 年法第 2 章第 1 節「民間安全保障に関する義務」の第 4 条では、あらゆる者が民間安全保障に協力することが規定されている。さらに、学生の応急手当の実習 (04 年法第 5 条) や住民が参加する演習訓練も実施される (デクレ第 2005-1157 号)。04 年法の法案に関する委員会報告は、この法律の目的が民間安全保障という「文化 (culture)」の発展にあるとしている⁽⁴⁶⁾。市民の参加を促す上記のような規定は、民間安全保障の文化の普及を担うものなのである。

第 I 章で述べたとおり、確かに民間安全保障の民間は、市民を表すものではない。民間安全保障は、第一に行政が担うものである。しかし、ORSEC 計画を柱とするフランスの災害対策は、単に国からのトップダウンで実施されるものというわけではない。国をまとめ役として、

(45) 国防・安全保障上級官 (hauts fonctionnaires de défense et de sécurité : HFDS) は、防衛及び民間安全保障の業務を行うために、防衛大臣及び外務大臣がそれぞれ指名する者である。HFDS は、各大臣を補佐し、防衛並びに防衛、民間安全保障及び国民生活に影響を及ぼす緊急事態に関する問題について助言を与える。HFDS については、国防法典 R. 第 1143-1 条から R. 第 1143-8 条までに規定されている。

(46) Jean-Pierre Schostek, *Rapport fait au nom de la commission des Lois constitutionnelles, de législation, du suffrage universel, du Règlement et d'administration générale (1) sur le projet de loi de modernisation de la sécurité civile*, N° 339, 2004, p.6. <<http://www.senat.fr/rap/l03-339/l03-3391.pdf>>

地方公共団体、私企業、市民等が主体的に行動し、有機的なネットワークを形成することで、効率的な災害対策が成立する。このような点が、

フランスの災害対策の最も特徴的な部分であると言えるだろう。

(はっとり ゆうき)

民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号（抄）

Loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile

海外立法情報課 服部 有希訳

【目次】

第 1 章 一般規定

第 2 章 民間安全保障の一般体制

第 3 章 消防救急機関に関する規定

第 4 章 消防官に関する規定

の国の体制に関する規定及び地方公共団体一般法典の規定を妨げることなく、適切な規模の救援作戦を調整する。

第 1 章 一般規定

第 1 条

民間安全保障は、国、地方公共団体その他の公法人又は私人が指示すべき適切な措置及び手段の準備及び実施により、あらゆる性質の危険の防止、住民への情報伝達及び警報並びに事故、災害及び大災害からの人、財産及び環境の保護を目的とする。

民間安全保障は、国内治安に関する 2003 年 3 月 18 日の法律第 2003-239 号に規定する国内治安及び国防の一般組織に関する 1959 年 1 月 7 日のオルドナンス第 59-147 号に規定する条件に基づく民間防衛と連携し、住民の一般的保護に寄与するものとする。

国は、国家計画に対し民間安全保障の整合性を確保する。国は、民間安全保障の原則を定め、国の手段を調整する。国は、危険に対する準備状況を恒常的に評価し、住民への情報伝達及び警報の措置の実施を監視する。

民間安全保障を所管する大臣は、危機の際

第 2 条

民間安全保障の任務は、主に、消防救急機関の職業消防官及び志願消防団員、国の機関の職員並びにこの任務に投入される常設の部隊の軍人により遂行される。

同様に、軍及び国家憲兵隊の軍人、国家警察官、住民の保護若しくは国民生活の継続性の維持に関する任務の遂行を求められる国家公務員、地方公務員並びに公的又は私的な施設及び機関の職員、民間安全保障を団体目的とする団体の構成員並びに民間安全保障に関する予備要員は、民間安全保障の任務の遂行に協力する。

この条に規定する者に関して、これらの者が民間安全保障の任務に協力する場合、特にこれらの者の任務の遂行に要する緊急性及びこれらの者が出動の際に利用する情報について、刑法典第 121-3 条に規定する相当の注意⁽¹⁾が考慮される⁽²⁾。

第 3 条

民間安全保障の政策は、危険予測の強化による危険への断固たる取組み、住民の保護の再構成及び連帯を促進するあらゆる手段の動

(1) 刑法典第 121-3 条によると、ある行為をした者が、任務、職務、権限、能力及びその有する手段を考慮して、相当の注意 (*diligences normales*) を怠ったことが証明された場合においては、たとえ過失、懈怠又は善管注意義務違反若しくは安全義務違反がないときであっても、罪に問うことができる。

(2) この第 3 項は、志願消防団員の規制及び法制度に関する 2011 年 7 月 20 日の法律第 2011-851 号 (*Loi n° 2011-851 du 20 juillet 2011 relative à l'engagement des sapeurs-pompiers volontaires et à son cadre juridique*) により追加されたものである。

員を可能にしなければならない。

この法律の付録に規定する民間安全保障政策の方針は、承認されるものとする。

第2章 民間安全保障の一般体制

第1節 民間安全保障に関する義務

第4条

何人も、その行動を通じて民間安全保障に協力するものとする。何人も、直面する状況に応じて可能な範囲で、救援に関する機関に通報し、必要な初期対応を実施するよう留意するものとする。

第5条

I. 教育法典 L. 第 312-13 条の次に L. 第 312-13-1 条として、次のように加える。

「L. 第 312-13-1 条 すべての学生は、義務教育の一環として、危険予防及び救急機関の任務に関する教育並びに応急手当の基本動作の実習を受ける。この教育は、権限を有する機関又は民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 35 条に従って認可される団体によってのみ実施することができる。」

II. 国民役務法典 L. 第 114-3 条の末尾に、次の一文を加える。

「フランス国民は、同様に、危険予防及び救急機関の任務に関する教育並びに応急手当の基本動作の実習を受ける。」

第6条

I. 飲料水の浄化、製造若しくは供給、電気又はガスの一般向けのサービスの管理者及び一般向けの電気通信網の事業者は、危機の際に優先される住民の要求を満たし続けるために必要な措置を準備する。

これらの優先される要求は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定められ、公役務の委託若しくは委任について定める仕様書又は契約書及び第 1 項に規定する事業を規制する行政立法行為⁽³⁾において考慮される。要求される水準及びその実現に要する実行期間は、このデクレで定める。これらの行政立法行為には、経過措置を含めることができる。

II. 道路、鉄道又は河川に関する工作物の設置者及び管理者並びに特定の種類の公共の用に供する施設⁽⁴⁾の管理者は、当該工作物及び施設内における十分な無線通信機能の配備を救急機関に対して保障する。

当該配備義務を課す工作物及び施設の種類は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。当該義務の実施の際に求められる要求水準及び実行期間は、このデクレで定める。

III. 危機の際のこれらのサービス又は組織網の通常の運営への復帰を支援するために、この条に規定するサービス又は組織網の管理者は、県における国の代表者を、その事業が県の境界を越えて行われる場合にあっては防衛管区の本部の県における国の代表者に対応する責任者を指名する。

(3) 行政立法行為 (acte réglementaire) とは、行政府が行う規範定立行為である。その効果は、広く一般に及ぶものである。山口俊夫編『フランス法辞典』東京大学出版会、2002、p.12。

(4) 公共の用に供する施設 (établissement recevant du public : ERP) については、建築・住居法典 R. 第 123-1 条から R. 第 123-17 条までに規定されている。同法典 R. 第 123-2 条によると、ERP は、「自由に又はなんらかの報酬若しくは負担金と引き換えに人の入場を許可する建築物、建物、敷地」又は「一般開放の若しくは招待料の有料又は無料の集會が開催される建築物、建物、敷地」と定義される。

(IV 及び V⁽⁵⁾ 略)

第 7 条

保健衛生施設及び恒常的に集団収容を実施している社会医療施設は、エネルギーの自立供給手段を提供し、又はエネルギー網の障害の場合の収容者の安全を保障するための適切な措置を講じなければならない。

関連する設備及び施設の種類並びにこの条の適用の形態及び期間は、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める。

第 8 条

I. 通信の自由に関する 1986 年 9 月 30 日の法律第 86-1067 号第 95 条の次に第 95-1 条として、次のように加える。

「第 95-1 条 住民への遅滞のない通知を正当化する重大な災害又は Orsec⁽⁶⁾計画の発動の場合には、無線音声放送サービス及びテレビサービスは、コンセイユ・データの議を経るデクレで定める条件に従い、状況に係る警告メッセージ及び安全指示を無償で放送する。」

II. 公表及び放送の手段の所有者の負う当該義務は、デクレで定める国家警報規約⁽⁷⁾の定めるところによる。

第 9 条

民間安全保障に協力する公共機関が有する無線電子通信網及び情報システムの相互運用性の確保に必要な技術の基準及び規格は、デクレで定める。

(第 10 条～第 12 条 略)

第 2 節 住民の一般的保護

第 13 条

市町村保護計画は、防災情報及び住民の保護を図る市町村の権限に関する文書すべてを再編成する。当該計画は、既知の危険を考慮した上で、人の防護及び保護に関する即時の措置を規定し、警報及び安全指示の発信に必要な体制を確立し、利用可能な手段を調査してこれを列挙し、かつ住民の援助及び支援のための措置の利用について定める。当該計画においては、民間安全保障の問題を担当する助役又は市町村議会議員を指名する。当該計画は、第 14 条の規定の適用により定める救援体制に関する計画に適合するものでなければならない。

承認された想定自然災害防止計画を備える市町村又は特別出動計画の適用範囲に含まれる市町村においては、当該計画を作成する義務を負う。

(5) IV 及び V は、2010 年の修正予算に関する 2010 年 12 月 29 日の法律第 2010-1658 号 (Loi n° 2010-1658 du 29 décembre 2010 de finances rectificative pour 2010) 第 106 条により追加された。

(6) "ORSEC" の表記は、04 年法ではすべて "Orsec" であるのに対し、他の 3 つのデクレでは "ORSEC" とすべて大文字となっている。翻訳では、原文の表記に従った。

(7) 国家警報規約 (code d'alerte national) は、災害や事故の際の住民への警報に関する措置について定めるものである。当該規約に基づき、テレビやラジオの事業者には災害時の警報の発信に関する義務が課せられる。詳細は、「国家警報規約並びにラジオ事業者、テレビ事業者及びその他の公共通信手段の所有者の義務に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号の適用のために定める 2005 年 10 月 12 日のデクレ第 2005-1269 号 (Décret n° 2005-1269 du 12 octobre 2005 relatif au code d'alerte national et aux obligations des services de radio et de télévision et des détenteurs de tout autre moyen de communication au public et pris en application de l'article 8 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile)」により定める。

市町村保護計画は、市町村長が、パリにあっては警察長官が決定する。

課税自主権を有する市町村間協力公施設法人⁽⁸⁾においては、第1項に規定する計画の代わりに市町村共同保護計画を作成することができる。この場合には、当該計画は、当該公施設法人の長及び関連する市町村の各市町村長が決定する。

市町村保護計画又は市町村共同保護計画の実施は、当該市町村の各市町村長の権限に属する。

市町村保護計画又は市町村共同保護計画の内容及びその作成の形態は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

第3節 救援体制

第14条

- I. 各県、各管区及び海上において、特定の規模及び性質を備える救援体制は、Orsec計画と称する計画の対象となる。
- II. 県 Orsec 計画は、県に存在する危険を考慮した上で、救援の一般体制について定め、実施し得る公的手段及び私的手段すべてを調査してこれを列挙する。当該計画は、救援の指揮を所管する機関がその手段を利用する条件について定める。

Orsec 計画は、あらゆる状況に適用可能な一般規定及び特定の特殊な危険に応じた規定で構成される。後者の場合には、当該計画は、救援作戦の指揮権を明示する。

県 Orsec 計画は、第22条の場合を除き、県における国の代表者が定める。

- III. 管区 Orsec 計画は、防衛管区内の少なくとも二以上の県に被害を及ぼす可能性が

ある災害又は県の枠組を超える手段の実施を必要とする災害の場合に実施し得る公的手段及び私的手段すべてを調査してこれを列挙する。当該計画は、救援作戦の調整、手段の割振り及び救援の指揮を所管する機関がその手段を利用する条件について定める。

管区 Orsec 計画は、防衛管区の本部が設置された県における国の代表者が定める。

- IV. 海上 Orsec 計画は、海上に存在する危険を考慮した上で、救援の一般体制について定め、実施し得る公的手段及び私的手段すべてを調査してこれを列挙する。当該計画は、救援の指揮を所管する機関がその手段を利用する条件について定める。

海上 Orsec 計画は、あらゆる状況に適用可能な一般規定及び海上で発生するおそれのある特定の危機に応じた規定で構成される。

海上 Orsec 計画は、海上における国の代表者が定める。

- V. Orsec 計画は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い作成され、少なくとも5年ごとに見直しが実施される。

第15条

- I. 特定の自然災害又は特定の設備若しくは工作物の存在及び運営に関連する危険に対処するために講ずるべき措置並びに実施すべき救援手段は、Orsec 計画の特殊規定で定める。

Orsec 計画に基づき、市町村長及び関係する管理者の意見を聴いた上で、当該管理

(8) 市町村間協力公施設法人 (établissements publics de coopération intercommunale : EPCI) は、小規模なコミューンが単独で実施するには非効率的な行政活動を共同で実施するために設立される行政組織のことである。

者が警察機関の統制の下で実施の責任を負う措置について定める特別出動計画の策定が必要となる設備及び工作物の特性は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。同様に、その特別出動計画が意見公募の対象となる設備及び工作物の種類、当該意見公募の形態並びに当該計画の公表条件は、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める。

(II. 略)

第 16 条

I. 救援作戦の指揮は、この法律第 17 条から 22 条までにより定める規定を適用する場合を除き、地方公共団体一般法典 L. 第 2211-1 条、L. 第 2212-2 条及び L. 第 2215-1 条の規定の適用により権限を有する警察機関が行う。

(II. 略)

第 17 条

事故、災害又は大災害が市町村の区域を超えて影響を及ぼす又は市町村がその影響に対処することができないおそれがある場合には、県における国の代表者は、国、地方公共団体及び公施設法人の権限に属する救援手段を動員する。当該代表者は、必要に応じ、救援に必要な私的手段を動員又は徴発する。当該代表者は、救援作戦の指揮を行う。当該代表者は、必要に応じ、県 Orsec 計画を発動する。

第 18 条

事故、災害又は大災害が県の区域を超えて影響を及ぼす又は県がその影響に対処することができないおそれがある場合には、防衛管区の本部の県における国の代表者は、国、地方公共団体及び公施設法人の権限に属する公

的な救援手段を動員する。必要に応じ、当該代表者は、救援に必要な私的手段を動員又は徴発する。当該代表者は、救援の指揮を担当する機関に救援のための手段を割り当て、この作戦の指揮に必要な調整措置を講ずる。当該代表者は、必要に応じ、管区 Orsec 計画を発動する。

防衛管区の本部の県における国の代表者は、その権限の全部又は一部を当該管内の県のいずれかにおける国の代表者に委任することができる。

第 19 条

事故、災害又は大災害が異なる防衛管区の管轄に属する二以上の県に影響を及ぼすおそれがある場合には、第 18 条の規定により付与される権限は、権限を有する行政機関により指名された関係防衛管区のいずれかの本部が設置された県における国の代表者が行使する。

当該指名された国の代表者は、その権限の全部又は一部を関係管内の県のいずれかの国の代表者に委任することができる。

第 20 条

海上における事故、災害又は大災害の場合には、海軍管区長官は、必要な公的及び私的な救援手段を動員又は実施する。当該長官は、海上における救援作戦の指揮を行う。当該長官は、必要があれば、海上 Orsec 計画を発動し、関係防衛管区の本部が設置された県における国の代表者にこれを通知する。

海上で発生した重大な事故により海上 Orsec 計画及び県又は管区 Orsec 計画が発動されるに至った場合には、当該管区において権限を有する防衛管区長官は、陸上及び海上の活動の整合性を確保する。

第21条

国家規模の事故、災害又は大災害の場合には、民間安全保障を所管する大臣又は場合により海洋を所管する大臣は、国、地方公共団体、公施設法人の手段の実施について調整を行う。当該大臣は、救援に必要な私的手段を動員し、救援作戦の指揮を担当する機関にこの手段を割り当てる。

第22条

I. この法律の規定により県における国の代表者に付与される権限は、パリ、オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県においては、警察長官⁽⁹⁾が行使する。

警察長官は、オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県における国の代表者の意見をそれぞれ聴いた上で、各県にわたる Orsec 計画を策定する。警察長官は、救援作戦の指揮を確保する。

II. 地方公共団体一般法典 L. 第 2521-3 条の末尾に、次の二項を加える。

「警察長官は、救援及び防火の分野において、オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県における国の代表者に権限を委任することができる。

オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県の各県における危険に対する予防措置は、各県の有する警察権の範囲内において行動する市町村長及び県における国の代表者の

権限に属する。」

III. この法律の規定により防衛管区の本部の県における国の代表者に付与される権限は、パリ防衛管区においては、警察長官が行使する。

(第23条、第24条 略)

第25条

地方公共団体一般法典 L. 第 1424-4 条の末尾に、次の六項を加える。

「救援作戦の司令部の体制は、この規則⁽¹⁰⁾で定める。指名された救援作戦の司令官は、救援作戦の指揮官の指揮の下で、救援作戦の遂行のために動員された公的及び私的な手段すべての実施に責任を負う。

差し迫った脅威がある場合には、救援作戦の司令官は、住民の保護及び動員した人員の安全に必要な措置を講ずる。

(後略)」

第26条

I. 地方公共団体一般法典 L. 第 2215-7 条の次に L. 第 2215-8 条として、次のように加える。

「L. 第 2215-8 条 公衆衛生に対する重大な脅威又は侵害がある場合には、県における国の代表者は、必要に応じて、その権限を行使するために、県の動物検疫研究所、水文学研究所と、それらが無い場合にあつては関係各県における国の代表者と連携して他の県の当該研究所を遅滞

(9) 警察長官 (préfet de police) は、パリに本部を置く警視庁 (préfecture de police) の長官である。警視庁は、内務大臣が所管する。警視庁の管轄地域は、パリ、オー・ド・セヌ県、セヌ・サン・ドニ県及びヴァル・ド・マルヌ県である。

(10) ここでいう規則とは、市町村長及び県の長官が、その警察権限の行使に際して、消防救急機関が有する手段を利用する場合に従う作戦規則のことである。この作戦規則は、地方公共団体一般法典 L. 第 1424-4 条第 1 項に定められている。作戦規則は、県の長官が県消防救急機関の評議会の意見に基づき定める。

なく利用する。」

(II. 略)

第 27 条

地方公共団体一般法典 L. 第 1424-2 条の規定による救援作戦に直接起因する支出は、県消防救急機関が負担する。関係各県の機関の要請により隣接する県の県消防救急機関が負担した支出は、当該各県の機関の間の協定又は県共同消防救急公施設法人⁽¹¹⁾において決定され若しくは合意された措置の対象とすることができる。

市町村は、その権限の範囲内で、住民の緊急の需要に関する支出を負担する。

国は、県と無関係の公的及び私的な手段が国の代表者により動員された場合、その手段の実施に関する支出を負担する。国は、同様に、私人であって、海上 Orsec 計画の枠組で管区海軍管区長官によりその手段が動員されたものが負担した支出を負担する。国は、その手段の投入に関する支出及び外国を援助するために動員した手段すべてに関する支出を補填する。

第 28 条

- I. この章の規定による任務の遂行のために、権限を有する国の機関は、各機関がそれぞれに地方公共団体一般法典 L. 第 2215-1 条に規定する条件に従い救援に必要な手段の徴発を実施することができる。
- II. 当該徴発に要する固有の経費の負担は、この法律第 27 条の定めるところによる。
- III. 公共団体又は公施設法人であって、徴発がそのために行われたものは、これらに提

出された申請から 1 か月以内に、徴用された者に対し、本人が死亡している場合にあってはその承継人に対して、当該徴発の範囲内で実施された活動のために受けた損害の程度に応じて仮払金を支払わなければならない。

公共団体又は公施設法人は、徴用された者に対し、本人が死亡している場合にあってはその承継人に補償の提案を行わなければならない。この提案は、公共団体又は公施設法人が徴用された者から被害の証拠を受け取った日から 3 か月以内に提示されなければならない。この規定は、損害の拡大の場合にも適用される。

第 29 条

この法律第 28 条の規定により国の代表者が徴用した賃金労働者及びその者に対する侵害から生じる損害の被害者は、労働法典 L. 第 122-32-1 条から L. 第 122-32-11 条までの規定の利益を受けることができる。

第 4 節 民間安全保障予備要員

第 30 条

- I. 地方公共団体一般法典第 1 部第 4 編第 2 章第 4 節第 1 款の次に、第 1-1 款「市町村民間安全保障予備要員」として、L. 第 1424-8-1 条から L. 第 1424-8-8 条までを加える。
- II. 同法典 L. 第 1424-8-1 条として、次のように加える。
「L. 第 1424-8-1 条 市町村民間安全保障予備要員は、民間安全保障に協力する機

(11) 県共同消防救急公施設法人 (établissement public interdépartemental d'incendie et de secours: EPIDIS) は、地方公共団体一般法典 L. 第 1424-51 条から L. 第 1424-58 条までにより規定されているもので、複数の県消防救急機関の審議会の共同の決定により設置される。EPIDIS は、装備や備品の購入及び管理、消防官の訓練並びに一般公衆への情報発信等を実施することができる。

関の有する一般的な手段では対処できない事態の場合又は特別の状況において、当該機関を支援することを目的とする。これに関して、当該予備要員は、住民の援助及び救済、物資補給の支援、住民生活の正常化に協力する。また、当該予備要員は、危険に対する住民の準備に貢献する。

当該予備要員は、権限を有する警察機関の正当な決定により動員される。」

第 31 条

地方公共団体一般法典 L. 第 1424-8-2 条として、次のように加える。

「 L. 第 1424-8-2 条 市町村は、市町村議会の議決に基づき、市町村民間安全保障予備要員を置くことができる。その編成及び動員の形態は、L. 第 1424-4 条に規定する作戦規則⁽¹²⁾に適合するものでなければならない。

市町村民間安全保障予備要員は、市町村長の指揮下に置かれる。その財政負担は、市町村が負う。ただし、協定により、当該市町村が属する課税自主権を有する市町村間協力公施設法人及び県議会の資金調達への参加の形態を定めることができる。市町村予備要員の管理は、協定で定める条件により、県消防救急機関又は市町村間協力公施設法人に委任される。」

第 32 条

地方公共団体一般法典 L. 第 1424-8-3 条として、次のように加える。

「 L. 第 1424-8-3 条

I. 民間安全保障予備要員は、無料の奉仕を基本として、予備要員の中でその者に

割り当てられる任務に応じた適性及び能力を有する者をもって充てる。

II. 民間安全保障予備要員に就任するための誓約書は、1 年以上 5 年以下の範囲内で更新可能な任期を定めて署名する。この誓約書は、管理機関と予備要員との間で締結される契約の基礎となる。民間安全保障予備要員として実施する活動の期間は、暦年で就業日 15 日を超えることはできない。

III. 予備要員の雇用者と予備要員の管理機関との間で締結される協定は、できるだけ予備要員の要請と企業又は機関の円滑な業務との両立ができるように、動員の形態、期間及び時期を定める。

IV. 民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 35 条に規定する条件に従い認可される民間安全保障に関する団体は、管理機関との間で、その職員の民間安全保障予備要員への参加及び動員の形態を定める協定を締結することができる。」

(第 33 条、第 34 条 略)

第 5 節 民間安全保障に関する団体

第 35 条

民間安全保障を社会的目的とする団体は、県における国の代表者又は民間安全保障を所管する大臣により、コンセイユ・デタの議を経るデクレで定める条件に従い、認可を受けることができる。

第 36 条

認可を受けた団体でなければ、権限を有す

(12) 前掲注(10)参照。

る警察機関の要請又は Orsec 計画の発動により、救援作戦及び住民支援活動の範囲内においてボランティアの指導に協力するために動員されない。

認可を受けた団体に限り、人員招集の範囲内で民間安全保障に関する配備⁽¹³⁾の実施に貢献することができる。

当該団体は、応急手当に関する教育及び訓練を実施することができる。

第 37 条

この法律第 35 条及び公衆衛生法典 L 第 6312-2 条に基づき認可される団体の救護隊員は、署名した協定で事前に定める条件に従い、県緊急医療・終日医療・傷病者輸送支援委員会⁽¹⁴⁾への通知の後、医療援助機関の本部となる医療センター及び県消防救急機関と共に、救急救援に関する予備的措置の範囲内で、医療援助機関の指令医師⁽¹⁵⁾の承認後に、人の救急救援の任務に協力することができる。

第 38 条

第 36 条に規定する権限を行使するために、第 35 条に規定する条件に従い認可された団体は、国、県消防救急機関又は市町村と、当該団体に割り当てることができる任務、当該団体が利用できる人的及び物的手段、当該団体の構成員の動員及び統率の条件、動員の期限並びに出動期間を定める協定を締結することができる。同様に、当該協定は、必要に応じて、当該団体の参加に係る財政方式を定める。

前項に規定する協定は、毎年締結される。

当該協定は、更新することができる。

(第 39 条、第 40 条 略)

第 6 節 評価及び統制

第 41 条

行政監査局は、他の監査機関及び統括機関の特権により行われる場合を除き、民間安全保障を所管する大臣の要請に基づき、地方公共団体、公施設法人及び第 35 条に基づき認可される団体が主導する住民保護の実施に関する活動の評価並びに統制の任務を遂行する。

行政監査局は、同様の条件に従い、予防活動並びに事故、災害及び大災害の後に実施される措置の評価を実施する。

これらの任務を実施するために、行政監査局の職員は、地方公共団体及びその公施設法人の機関並びに第 35 条に基づき認可される団体と自由に接触することができる。当該機関及び団体は、行政監査局の職員に協力し、有用なあらゆる証拠及び情報を提供し、行政監査局の職員の任務の遂行に必要なあらゆる文書、証拠品及びデータを提出しなければならない。

第 42 条

防衛及び民間安全保障監査局は、消防救急機関の定期的な評価及び技術監査を実施する。

防衛及び民間安全保障監査局は、民間安全保障を所管する大臣の要請に基づき、第 41

(13) この民間安全保障に関する配備とは、救護所の設置等を指す。

(14) 県緊急医療・終日医療・傷病者輸送支援委員会 (comité de l'aide médicale urgente, de la permanence des soins et des transports sanitaires) は、各県に設置され、緊急医療の配備、24 時間体制の整備等の管理を行う。当該委員会については、公衆衛生法典 R 第 6313-1 条から R 第 6313-9 条までに規定されている。

(15) 指令医師 (médecin régulateur) は、緊急医療に関する通報を受け、最も適切な処置を決定し指示を出すことを任務としている。

条の規定を適用して行政監査局が実施する任務の遂行に協力する。

(第 44 条～第 66 条 略)

第 43 条

第 41 条及び第 42 条を適用して行政監査局又は防衛及び民間安全保障監査局が実施する統制の遂行を妨げた場合には、15,000 ユーロの罰金に処す。

第 4 章 消防官に関する規定

(第 67 条～第 103 条 略)

付録

(民間安全保障政策の方針 略)

第 3 章 消防救急機関に関する規定

(はっとり ゆうき)

市町村保護計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の
法律第 2004-811 号第 13 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日の
デクレ第 2005-1156 号（抄）

Décret n° 2005-1156 du 13 septembre 2005 relatif au plan communal de sauvegarde et pris pour
application de l'article 13 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation
de la sécurité civile

海外立法情報課 服部 有希訳

第 1 条

市町村保護計画は、市町村長の指揮の下で、
既知の危険に関する警報、情報伝達、住民の
保護及び支援を実施するために市町村が準備
する体制について定める。当該計画は、市町
村規模の危険の調査及び分析について定め
る。当該計画は、防災活動のために作成され
る情報文書を統合し、補完する。市町村保護
計画は、住民の一般的保護に関する ORSEC
計画を補完する。

第 2 条

危険の分析は、市町村がさらされるおそれ
のある既知の危険すべてを対象とする。当該
分析は、特に、市町村の区域に関して県の長
官が作成する県重大危機関連資料の作成の際
に収集された情報、想定自然災害防止計画又
は県の長官が承認する特別出動計画に基づく
ものとする。

第 3 条

I. 市町村保護計画は、市町村が有する手段
に適合したものとする。当該計画は、次に

掲げるものから構成される。

- a) 1990 年 10 月 11 日のデクレ⁽¹⁾第 3 条
III に規定する市町村重大危機情報文書
- b) 局地的な危険及び脆弱性の診断
- c) 住民への警告及び通知並びに諸機関が
発する警報をいつでも受信することがで
きるようにするために市町村が定める内
部規定を具体化するような住民の保護及
び支援の実施体制。この規定は、特に作
戦に関する電話番号表⁽²⁾及び実施される
見込みのある様々な警報の手段の利用規
則から構成される。
- d) 地方公共団体一般法典 L. 第 1424-8-1
条から L. 第 1424-8-8 条までを適用して
市町村民間安全保障予備要員⁽³⁾が設置さ
れた場合の当該予備要員の利用形態

II. 市町村保護計画は、必要に応じて次に掲
げるものにより補完される。

- a) 必要に応じて市町村長が設置する市町
村司令部⁽⁴⁾の体制
- b) 市町村の技術機関及び行政機関が実行
すべき活動
- c) 場合により、民間安全保障の問題を担

(1) Décret n° 90-918 du 11 octobre 1990 relatif à l'exercice du droit à l'information sur les risques majeurs, pris en application de l'article 21 de la loi no 87-565 du 22 juillet 1987 relative à l'organisation de la sécurité civile, à la protection de la forêt contre l'incendie et à la prévention des risques majeurs

(2) この電話番号は、作戦に係る機関等の電話番号を一覧表にしたものである。

(3) 市町村民間安全保障予備要員（réserve communale de sécurité civile : RCSC）は、救援活動に参加するボランティアの一般市民のことである。当該予備要員への参加を希望する市民は、市町村長と契約を交わして予備要員となる。災害時には、市町村長の管轄の下、救援の任務にあたる。当該予備要員の設置は、市町村議会の議決により決定される。

(4) 市町村司令部（poste de commandement communal : PCC）は、状況の追跡調査、情報と決定の集中、関係者との連絡の維持等を実施する。

当する助役又は市町村議会議員の指名

- d) 市町村に固有の手段又は市町村の管轄地域に住所を有する私人が提供することができる手段の詳細調査。この詳細調査は、特に住民の輸送、収容及び補給の手段を含む。この措置は、当該市町村が属する市町村間協力公施設法人が有する手段の詳細調査により補完することができる。
- e) 市町村の管轄地域内において予測される調査し列挙された危険が有する影響に対応するために講じるべき特殊な措置
- f) 市町村保護計画の試行を可能にする演習の方法及び関係主体の訓練の形態
- g) 市町村の管轄地域に住所を有する公法人又は私人すべてが民間安全保障に関してすでに定めている措置の調査
- h) 被災者に無料で奉仕する者の考慮の形態
- i) 正常な状態に戻るまでの日常生活の継続を保障する規定

第4条

市町村保護計画は、市町村長の責任により作成される。市町村長は、当該計画の作成作業の開始を市町村議会に通知する。

当該計画の作成又は改正の後、市町村保護計画は、市町村長が、パリにあっては警察長官が決定するアレテ⁽⁵⁾によって公布される。市町村長は、当該計画を県の長官に伝達する。

第5条

課税自主権を有する市町村間協力公施設法人を構成する市町村は、市町村共同保護計画の作成並びに計画の実施に必要な手段の管理及び必要に応じてその手段の確保を市町村間

協力公施設法人に委託することができる。

市町村共同保護計画は、第3条に規定する内容であって、各市町村において共通のもので構成される。

当該計画の作成及び見直しの手続は、課税自主権を有する市町村間協力公施設法人の長により実施される。

市町村共同保護計画は、その作成及び見直しの後で、課税自主権を有する市町村間協力公施設法人の長によるアレテ及び関係する市町村の各市町村長によるアレテによって公布される。市町村共同保護計画は、課税自主権を有する市町村間協力公施設法人の長により県の長官に伝達される。

第6条

市町村保護計画又は市町村共同保護計画は、作戦に関する電話番号表の更新により改正される。当該計画は、危険の認識及び変化並びに第3条に規定する内容の変更に応じて見直される。いかなる場合においても、見直しの間隔は、5年を超えてはならない。

市町村保護計画若しくは市町村共同保護計画の存在又は見直しについては、一若しくは二以上の関係市町村長が、パリにあっては警察長官が公示する。関係文書は、市町村役場で閲覧することができる。

第7条

各市町村長は、自らの市町村がある地域について市町村保護計画又は市町村共同保護計画の実施に関し責任を負う。市町村長は、その市町村の地域に直接害を及ぼす事態に対応するため、又は大規模な手段の動員を必要とする特別な規模若しくは性質を有する救援作戦の範囲内で、当該計画を実施する。

(5) アレテ (arrêté) は、大臣、県における国の代表者又は市町村長が発する行政命令のことである。

第8条

市町村保護計画が必要な市町村は、県の長官による特別出動計画若しくは想定自然災害防止計画の承認の日から2年以内に、これらの計画がこのデクレの公布の日に存在する場合にあってはこのデクレの公布の日から2年以内に、市町村保護計画を作成しなければならない。

このデクレの規定は、市町村保護計画の作

成が必要ない市町村の市町村長が自主的に作成した市町村保護計画に適用することができる。

(第9条 略)

(第10条 略)

(はっとり ゆうき)

ORSEC 計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 14 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1157 号 (抄)

Décret n° 2005-1157 du 13 septembre 2005 relatif au plan ORSEC et pris pour application de l'article 14 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 de modernisation de la sécurité civile

海外立法情報課 服部 有希訳

【目次】

- 第 1 章 ORSEC 計画の共通原則
- 第 2 章 県 ORSEC 計画
- 第 3 章 管区 ORSEC 計画
- 第 4 章 海上 ORSEC 計画
- 第 5 章 海外領土に関する規定
- 第 6 章 雑則及び経過規定

第 1 章 ORSEC 計画の共通原則

第 1 条

ORSEC 計画は、民間防衛計画及び民間安全保障計画に関する一般的な制度の一環をなす。当該計画は、住民の一般的保護に協力するあらゆる公法人及び私人の活動の動員、実施並びに調整の体制を組織する。

ORSEC 計画に列挙される公法人又は私人は、それぞれ次に掲げる事項を実施する。

- a) 県の長官、管区の長官又は海軍管区長官により ORSEC 計画の一環として割り当てられる任務を常に遂行できる状態にすること。
- b) 事態の管理のための適切な体制を準備し、これに関する簡易な報告書を国の代表者に提出すること。
- c) 国の代表者に対応する内部の責任者を指名すること。
- d) 警報の受信又は送信をいつでも実施できるようにするための内部規定を明確にすること。

e) 国の代表者の権限に属する住民の一般的保護の任務及び国の代表者により割り当てられた特殊任務において有用となり得る当該公法人又は私人が有する手段並びに情報を明確にすること。

複数の公法人又は私人が同一の任務を遂行する場合には、事態の管理のための共同体制を設け、国の代表者に対応する共通の責任者を指名することができる。

これらの事項は、国の代表者に通知され、それぞれの公法人又は私人により改正される。

第 2 条

ORSEC 計画は、次に掲げるものから構成される。

- a) すべての公法人及び私人が調査し、列挙する人、財産及び環境の安全に対するあらゆる性質の脅威の潜在的な危険及び影響の詳細調査並びに分析
- b) 当該分析に対応し、及び事態に対する各行政当局の対応を連続性のある形で編成する運用制度
- c) すべての公法人及び私人による民間安全保障の任務の準備及び訓練の形態

第 3 条

事態の管理に関する包括的な体制を構成する ORSEC 運用制度は、その段階的で組合せ可能な特性により、事態の性質、規模及び進展に応じて調整される。当該制度は、恒常

的な監視を確保するために、公法人及び私人が提供する情報の交換体制を整える。

この包括的な体制は、あらゆる種類の事態の管理に必要な要素を取り扱う一般規定を定め、当該規定は、場合により、調査し、列挙される危険及び脅威のそれぞれ予測される影響に対応するための特殊規定により補足される。

県の長官、管区の長官又は海軍管区長官は、現在の事態又は予測される事態により必要な場合に、状況に応じて ORSEC 運用制度の要素の全部又は一部をいつでも利用することができる。

第 4 条

演習は、運用制度の一般規定及び特殊規定の試行を可能にし、住民の定期的な参加を前提とする。

県の長官、管区の長官又は海軍管区長官は、ORSEC 運用制度の実施に関する全体的若しくは部分的な演習の年間又は複数年の予定を定める。当該予定には、管区及び県の ORSEC 運用制度並びに場合により海上 ORSEC 運用制度の合同演習を明示しなければならない。

第 5 条

民間安全保障を所管する大臣は、実際の事態か演習かを問わず、ORSEC 制度を実施した場合は、常に、国の代表者の指揮下の実行の経験から得られた結果を国家的に総括してこれを普及することを確保する。

第 6 条

県の長官、管区の長官又は海軍管区長官は、

作成及び修正の際に、ORSEC 計画の様々な部分について決定する。

ORSEC 計画は、指名された公法人及び私人がそれぞれ作成するデータベース⁽¹⁾の更新に応じて改正される。

ORSEC 計画は、次に掲げる事項を考慮した上で見直される。

- a) 調査し、列挙される危険の認識及び変化
- b) 地方又は国の経験から得られた結果に基づく教訓
- c) ORSEC 運用制度に協力する公法人及び私人の体制並びに手段の変化

各 ORSEC 計画は、脅威の潜在的な危険及び影響の詳細調査並びに分析、運用制度並びに経験から得られた結果に関し、少なくとも 5 年ごとに、見直しの対象となる。

第 2 章 県 ORSEC 計画

第 7 条

県がさらされるおそれのある脅威の潜在的な危険及び影響の詳細調査並びに分析は、次に掲げる資料を考慮する。

- a) 1990 年 10 月 11 日のデクレ第 3 条に規定する県重大危機関連資料
- b) 重大な危険及び深刻な脅威がある場合に有用な情報を提供するような性質を有する他のあらゆる文書、特に地方公共団体一般法典 L. 第 1424-7 条に規定する県消防救急機関の危険の分析及び防護に関する県の計画

第 8 条

県 ORSEC 運用制度の一般規定は、次に掲げる事項を定める。

(1) 警報の通報先のデータベースや、県庁が所有する各市町村の対応手段に関するデータベースなど災害対応に必要なデータベースを各主体が準備する。Direction de la défense et de la sécurité civiles, *Guide ORSEC départemental. Méthode générale*, Décembre 2006, TOME G.1, pp.64-65.

- 1° 監視、動員、調整及び指揮に関する体制
- 2° 特定の危機の予測、警告及び通報を目的とする警戒制度に関する調査
- 3° 地方公共団体、関係公法人及び私人すべてに対する警告を可能にする手続並びに手段
- 4° 緊急時の住民への警告及び通知を可能にする手続並びに手段
- 5° 多様な事態に共通の行動様式であって、次に掲げる事項の確保を目的とするもの
 - a) 多数に及ぶ被災者の救援
 - b) 被災者及び住民の保護、援助並びに支援
 - c) 財産、文化遺産及び環境の保護
 - d) 飲料水及びエネルギーの緊急供給
 - e) 交通網及び通信網の緊急管理
- 6° 出動後の救急救援の継続体制
- 7° 作戦協力に関する国際協定の利用条件

特殊規定は、認識された危険及び脅威の予測される影響に応じ、得るべき結果、実施に適する救援の手段及び措置並びに事態に対処する際に関係者すべての特殊任務について定める。特殊規定は、必要に応じ、特殊な性質の特定の危機に適する救援作戦の指揮に関する体制を確立し、県消防救急機関の情報の形態を定める。

2004年8月13日の法律第15条I第2項に規定する設備及び工作物に関する特殊規定は、特別出動計画とする。

第9条

県の長官は、救援作戦の指揮を執ることを決定する場合には、あらゆる適切な手段を用いて、関係する市町村長、公法人及び私人にこれを通知する。

指揮系統には、常設の作戦組織、県作戦センター及び必要に応じ一又は二以上の作戦司令部が含まれる。県の長官は、当該組織の利

用、活動水準及びそれぞれの任務について決定する。長官は、当該組織の運営に必要な公法人又は私人から権限を付与された代表者を招集する。

第3章 管区 ORSEC 計画

第10条

民間安全保障を所管する大臣は、国家規模又は国際規模の民間安全保障及び民間防衛に関する有事の際の動員並びに調整の任務を履行するために、防衛管区の方針を定める活動計画を作成する。

管区 ORSEC 計画は、次に掲げる事項を目的とする。

- a) 県 ORSEC 計画の能力が事態の規模、程度、動静又は拡大に対して不十分となる場合、防衛管区が県 ORSEC 計画運用制度に与える適切で段階的な支援
- b) 防衛管区の区域の全部又は一部に被害をもたらす事態に応じた適切で段階的な調整及び支援措置
- c) 第1項で規定する活動計画の適用により管区が事態に応じて動員することができる出動に関する手段
- d) 救援の動員に関する国際的な連携

第11条

管区の長官は、県の長官、防衛管区の将官及び一若しくは二以上の海軍管区長官の協力により、県が対処することができない規模若しくは性質を有する脅威又は二以上の県若しくは海軍の機関との調整措置の実施を必要とする脅威の潜在的な危険及び影響の分析を実施する。

第12条

管区 ORSEC 運用制度の一般規定は、次

に掲げる事項から構成される。

- a) 作戦の管理の引継ぎ及び調整に関する体制、動員並びに運営の形態並びに特に防衛管区の将官及び一又は二以上の関係する海軍管区長官との連携体制
- b) 統合的な警戒及び監視制度
- c) 当該防衛管区又は他の防衛管区に属する一又は二以上の県を援助するための増援の体制
- d) その希少性又は特殊性のために県の調査では不十分な手段に関する調査
- e) 事態が海上及び陸上に共通の影響を及ぼす場合の情報の調整の形態
- f) 国際的な作戦協力に関する国際協定の利用に関する規定

管区 ORSEC 運用制度の特殊規定は、事前に認識された脅威の潜在的な危険及び影響に管区内で対応するために、目的、講ずるべき手段、実施すべき調整手段及び救援手段並びに関係者すべての任務を明示する。

第 13 条

各防衛管区において、管区の参謀本部に設置される管区作戦センターは、2002 年 1 月 16 日のデクレ第 18 条に規定する作戦任務を遂行する。当該センターは、恒常的に運用される監視との連続性を維持しながら、管区 ORSEC 運用制度において準備される調整措置及び支援措置を実施する。この場合、当該センターは、必要に応じて、対処すべき事態に応じて、管区の代表として指名された国の機関並びにその運営に必要な他の公法人及び私人から権限を付与された代表者の支援を受ける。

第 4 章 海上 ORSEC 計画

第 14 条

海上の脅威の潜在的な危険及び影響の詳細調査及び分析は、海上における国の活動手段の主要計画の作成のために実施される研究並びに沿岸部がさらされるおそれのある重大な危機及び深刻な脅威に関する情報を提供するような性質を有する他のあらゆる文書を考慮する。

第 15 条

海上 ORSEC 計画運用制度の一般規定は、次に掲げる事項から構成される。

- a) 作戦指揮システムの動員及び運用の形態
- b) 重大な事態に適用可能な行動様式であつて、多数に及ぶ被災者の救援並びに財産及び環境の保護の確保を目的とするもの
- c) 沿岸の県及び防衛管区における国の代表者との調整並びに情報交換の形態
- d) 作戦協力に関する国際協定の利用形態
- e) 出動後の救急救援の継続体制

特殊規定は、海上における危険及び特殊な性質の脅威の影響に対応するために、目的、講ずるべき措置、実施すべき救援手段並びに関係者すべての任務を明示する。

第 16 条

危険及び脅威の恒常的な監視を確保するために、海軍管区長官は、監視及び保護に関する州作戦センター及び場合により、海上に出動する他の行政機関の作戦センターを利用する。

海軍管区長官が救援作戦の指揮を執ることを決定する場合には、当該長官は、あらゆる適切な手段を用いて、沿岸の県及び防衛管区における国の代表者並びに関係公法人にこれ

を通知する。

指揮系統には、海上作戦センター及び事態の性質に応じて、特に海上での保護作戦のための監視及び保護に関する州作戦センターが含まれる。海軍管区長官は、当該組織の利用、活動水準及びそれぞれの任務について決定する。長官は、その運営に必要な公法人から権限を付与された代表者を招集する。

第5章 海外領土に関する規定

(第17条～第22条 略)

第6章 雑則及び経過規定

(第23条～第27条 略)

(はっとり ゆうき)

特定の固定された工作物又は設備に係る特別出動計画に関し、民間安全保障の刷新に関する 2004 年 8 月 13 日の法律第 2004-811 号第 15 条の適用のために定める 2005 年 9 月 13 日のデクレ第 2005-1158 号（抄）

Décret n° 2005-1158 du 13 septembre 2005 relatif aux plans particuliers d'intervention concernant certains ouvrages ou installations fixes et pris en application de l'article 15 de la loi n° 2004-811 du 13 août 2004 relative à la modernisation de la sécurité civile

海外立法情報課 服部 有希訳

【目次】

- 第 1 節 その危険性により特別出動計画を必要とする設備及び工作物の特徴
- 第 2 節 特別出動計画の内容
- 第 3 節 意見公募、採択、公示の手続
- 第 4 節 1992 年 9 月 15 日のデクレ第 92-997 号の改正規定
- 第 5 節 最終規定

第 1 節 その危険性により特別出動計画を必要とする設備及び工作物の特徴

第 1 条

特別出動計画は、住民、財産及び環境の保護を目的として、その用地が限定されかつ固定されている工作物若しくは設備の存在又は運営に関連する特定の危険に対応するために作成する。当該計画は、手段の動員、情報伝達及び警報並びに演習及び訓練に関し、民間安全保障政策の方針を利用する。

特別出動計画は、県 ORSEC 計画の特殊規定の一部を成す。

特別出動計画の策定が必要となる危険性を示す設備又は工作物は、次に掲げる特徴を有する。

1° 機密であるか否かにかかわらず、次に掲

げる原子力基本施設⁽¹⁾を少なくとも一つ含む施設

- a) 熱出力 10 メガワット以上の原子炉
- b) 使用済核燃料処理工場
- c) 核燃料同位体分離工場
- d) 核燃料化学転換工場
- e) 核燃料加工工場
- f) 軍事利用のための放射性物質製造に関する研究施設
- g) 軍事利用のための放射性物質を含む材料の加工、集積又は使用に関する研究施設

2° 環境法典 L. 第 515-8 条 IV に規定するデクレで定める特定設備

3° 鉱山法典第 3-1 条に規定する天然ガス、液体炭化水素、液化炭化水素、気体炭化水素又は工業目的の化学製品の地下貯蔵庫

4° 容量 1500 万立法メートル以上の貯水槽及び自然の地表の最も低い地点から測って高さ 20 メートル以上のダム又は堤防を同時に備えた治水設備

5° 環境法典 L. 第 551-2 条に規定するデクレで定める危険物質の輸送に関連する基盤施設の工作物

6° 公衆衛生法典 L. 第 5139-2 条に規定するデクレで定める条件に従う活動の範囲内で高度病原性微生物を使用する施設

(1) 原子力基本施設 (installations nucléaires de base: INB) とは、①原子炉、②原子炉で使用する核燃料を製錬、濃縮、製造、処理又は保管し、及び放射性廃棄物の処理、保管又は貯蔵する施設、③放射性物質又は核分裂物質に関する施設、④粒子加速器、以上の 4 つを総称するものである。

第2条

次に掲げる危険も特別出動計画の対象とすることができる。

- 第1条と同様の種類の設備又は工作物であって同条の1°から6°までに規定する基準に該当しないものが示す危険

- 固定された設備又は工作物が示す人の生命又は〔身体的及び精神的〕⁽²⁾完全性に対する侵害をもたらすおそれのある特定された特殊な性質を有する危険

県の長官は、県議会の活動を指導する統制機関の報告及び提案に基づく住民の安全について権限を有する県議会並びに〔設備又は工作物の〕管理者の意見を聴いた上で、これらの危険に対する特別出動計画の作成を命じる。アレテは、関係する市町村長及び管理者に通知される。

第3条

県の長官は、第1条の1°及び2°に規定する設備に関して、いかなる状況においても人の健康又は施設外の環境に対する重大な危険がないことを証明する危険に関する調査並びに1962年11月6日のデクレ、1965年1月13日のデクレ及び1977年9月21日のデクレに規定する認可手続において統制機関が作成する報告書を検討し、正式なアレテにより、特別出動計画を不要とする決定を行うことができる。

第2節 特別出動計画の内容

第4条

民間安全保障を所管する大臣のアレテは、各種設備に固有の規則がすでに定める同様の性質を有する別段の規定がある場合を除き、

このデクレに定めるあらゆる設備の管理者に関して、特別出動計画の準備に必要な情報の内容及び県の長官への通知条件を定める。

第5条

このデクレに定める設備又は工作物に関する特別出動計画は、県 ORSEC 計画の一般規定に基づくものとする。特別出動計画は、考慮される特定の危険について、特別な規定、講ずべき措置及び救援手段を定める。特別出動計画は、次に掲げる事項から構成される。

- 1° 特別出動計画の作成対象となる設備又は工作物に関する一般的な解説書及び当該計画が想定する事故及び影響の予測に関する解説書
- 2° 計画の適用範囲及び地域並びに当該計画の規定の適用を受ける当該地域の市町村の一覧
- 3° 住民のための情報伝達手段及び保護手段並びに必要に応じ収容場所の指示を含む住民の一時避難計画
- 4° 管轄機関に対する警報の発信、管轄機関からの情勢及びその進展に関する情報の伝達並びに必要に応じ現場又はその近隣に設置される司令部に関する国の規定の実施に関して管理者が実施すべき手段
- 5° 近隣住民に関して管理者が実施すべき手段及び特に急迫の危険の場合に、警察機関の出動を考慮して、その出動の前に管理者に実施を要求する次に掲げる緊急手段
 - (a) 近隣住民に対する警報の発信
 - (b) 交通輸送設備上の交通の遮断及び現地周辺からの人の隔離
 - (c) 現地周辺の公共の各種通信網及び配管系統の遮断
- 6° 計画における国の機関、その公施設法人、

(2) [] 内は訳者補記。以下同様。

地方公共団体及びその公施設法人の特定の
任務並びに出動を要請される民間組織の協
力の形態

- 7° 第7条に規定する隣国の機関への警報及
び情報伝達の形態
- 8° 設備で発生し甚大な損害を与えた事故の
後の長期的な環境の回復及び浄化に関する
一般規定

第6条

民間安全保障を所管する大臣及び第1条1°
に規定する設備又は第2条に規定するものと
同じ性質を有する設備を含む施設の安全管理
を所管する大臣の共同のアレテは、警察機関
のために、次に掲げる事項を定める。

- 1° 管理者に課す規定の性質
- 2° その実施形態
- 3° 緊急警報を発信する地域の決定の形態
- 4° 長期的な環境回復の条件に関する一般規
定

民間安全保障を所管する大臣及び第1条4°
に規定する工作物又は第2条に規定するもの
と同じ性質を有する設備を含む施設の安全管
理を所管する大臣の共同のアレテは、ダム技
術常設委員会⁽³⁾にその所掌に係る技術的規定
について意見を聴いた上で、当該工作物に対
応する特別出動計画のために、警告すべき住
民、警報の事例及び警報の形態を定める。

第3節 意見公募、採択、公示の手續

第7条

このデクレに規定するあらゆる設備の危険
に対する特別出動計画の準備の際に、人の健

康又は環境に対する重大かつ直接的な危険を
もたらす国際的な事故の影響の拡大が確認さ
れ、予測されることにより、隣国の領土の一
部が被害を被る可能性がある場合には、県の
長官は、県の長官が所見を保有し収集してい
る危機についての評価に関する情報をその国
の当局に提供する。県の長官は、外務大臣に
これを通知する。

国境に関する同様の状況において、設備の
危険水準が第3条に規定する決定を根拠づけ
る場合には、県の長官は、この決定を前項に
規定する条件に従い隣国の当局に通知する。

第8条

- I. 特別出動計画案は、県の長官により当該
計画が適用される市町村長及び管理者に送
付されるものとし、当該市町村長及び管理
者は、県の長官に意見を送付するために2
か月間の猶予を得る。
- II. 特別出動計画案は、1か月間、当該計画
が適用される予定の郡庁又は県庁所在地が
ある郡については県庁及び各市町村の役所
において、一般の利用に供される。第1条
4°又は第2条が適用される治水設備に関す
る当該計画案について、意見公募は、第6
条第6項に規定するアレテで定める住民を
含む市町村に限る。

意見公募の対象、開始日、場所及び期間
を伝える告示は、意見公募開始の遅くとも
15日前に当該計画が適用される県で配布
される2種の地域紙又は地方紙上で県の長
官により公示される。

当該計画案に関する公衆からの異議は、
専用の公開記録簿に記録される。

(3) ダム技術常設委員会 (comité technique permanent des barrages) は、ダムの安全性の改善及び強化を目的として有識者で構成される省庁横断的な組織である。2007年に、その所掌領域が洪水に対する堤防等にまで拡張され、ダム及び水力設備技術常任委員会 (comité technique permanent des barrages et des ouvrages hydrauliques) と改称された。

前三項に規定する意見公募手続の様式は、必要に応じて民間安全保障を所管する大臣のアレテで定める。

- III. 当該計画案は、必要に応じ、この条 I 及び II 又は第 7 条に規定する意見並びに異議を考慮して、修正され、第 1 条第 2 項の規定に従って県の長官により承認される。
- IV. 特別出動計画は、県の長官により、関係する地方当局及び管理者に通知される。第 7 条の規定に該当する場合には、当該計画は、隣国の当局に送付される。
- V. この条 I から IV までの規定は、2004 年 8 月 13 日の法律第 14 条 V に規定する少なくとも 5 年ごとの特別出動計画の見直しの際に、同条の適用によりデクレで発表される形態に従い、計画の見直しの期間が 3 年である第 1 条 2° 又は 3° の規定により必要とされる計画を例外として、適用されるものとする。

第 9 条

県の長官が特別出動計画を定める際には、県の長官は、当該計画の規定が適用される区域内の市町村の一覧及び当該計画を閲覧できる公共の場を示す通知を一又は二以上の県に配布される地方紙又は地域紙に掲載する。当該通知は、当該計画の変更又は見直しを行う度に実施される。

県の長官は、管理者と連携して、当該計画の適用区域内の住民の情報に関する文書を作成させる。当該文書は、少なくとも小冊子と掲示物とで構成される。

当該小冊子は、危険の存在及びその性質、

人、財産及び環境に対して予測されるその影響並びに警報、保護及び救援のために準備される手段を住民に通知する。掲示物は、緊急時にとられる安全のための指示を明示する。

当該文書は、当該地域の居住者又はその地域で緊急事態により影響を受ける可能性のある者すべてに、これらの者による請求の有無にかかわらず、確実に小冊子の配布を実施し、かつ 1990 年 10 月 11 日のデクレ第 4 条に規定する掲示を実施する当該計画の適用区域内の市町村の長の利用に供する。

当該文書は、同様に、第 1 項に規定する公共の場に置かれる。

当該小冊子は、定期的に、また、危険に関して顕著な変化を生じ得る該当設備又はその利用方法の変更があった場合及び特別出動計画の見直しが行われた場合に改訂される。当該文書は、小冊子の改訂及び少なくとも 5 年ごとに配布される。

環境法典 L. 第 125-2 条の規定に従い、当該文書は、管理者の負担により作成され、配布される。

文書の作成及び配布の形態並びに記載しなければならない情報の内容は、必要に応じて、民間安全保障、国防、厚生及び重大な危機の予防を所管する各大臣の共同のアレテで定める。

第 10 条

第 8 条及び第 9 条の規定の特例として、2001 年 7 月 5 日のデクレ第 1 条に規定する設備⁽⁴⁾に関する公示の措置は、1998 年 7 月 17 日のデクレ⁽⁵⁾の規定に従う。

(4) この設備は、機密扱いの原子力基本施設、核兵器及び原子力艦のための兵器システム、核実験施設並びに軍事目的の放射性核物質の輸送に関する設備を指す。Décret n° 2001-592 du 5 juillet 2001 relatif à la sûreté et à la radioprotection des installations et activités nucléaires intéressant la défense

(5) このデクレは、国防に関する機密の取扱いについて定めるものである。このデクレに基づき、何人も、事前の許可がない場合又は職務に必要な場合には、国防に関する機密に指定された情報を閲覧することはできない。Décret n° 98-608 du 17 juillet 1998 relatif à la protection des secrets de la défense nationale

第8条IIの適用により意見公募を受ける計画案及び第9条の適用により公共の場で閲覧できる計画は、国家の保安、公共の安全又は人の安全を害する可能性のある情報を含まない。

第11条

特別出動計画の演習は、義務とする。その形態は、2005年9月13日のデクレ第2005-1157号で規定する。この演習の実施の最長周期は、第1条2°及び3°に基づき要請される3年を周期とする計画を除き、5年とする。

管理者は、県の長官により決定される計画の演習及び訓練に参加しなければならない。

第4節 1992年9月15日のデクレ第92-997号の改正規定

(第12条 略)

第5節 最終規定

(第13条～第16条 略)

(はっとり ゆうき)